

むつ市議会第262回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和6年12月5日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）11番 野 中 貴 健 議員

（2）9番 富 岡 直 哉 議員

（3）3番 佐 藤 武 議員

（4）12番 佐 藤 広 政 議員

（5）16番 浅 利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	高橋征志	3番	佐藤武
4番	工藤祥子	5番	濱田栄子
6番	櫻田秀夫	7番	住吉年広
8番	白井二郎	9番	富岡直哉
10番	村中浩明	11番	野中貴健
12番	佐藤広政	13番	東健而
14番	中村正志	15番	井田茂樹
16番	浅利竹二郎	17番	岡崎健吾
18番	佐々木隆徳	19番	佐賀英生
20番	大瀧次男	21番	佐々木肇
22番	富岡幸夫		

欠席議員（1人）

2番	杉浦弘樹
----	------

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管理業者	吉田和久	代査委員	齊藤秀人
選挙管理 委員会	畑中政勝	農委委員	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総務部 総務課	藤島純
総務部 危機管理	畑山勝利	政策推進 課	角本力
財務部長	松谷勇	市民生活 課	石橋秀治
健康福祉 部	斉藤洋一	健康課	畑中美雅
子ども みどり skiffice office にり所	菅原典子	産業政策 課	伊藤大治郎

都部 市整 備長	木	下	尚	一	郎	建設技 術長	小	笠	原	洋	一
川内 庁舎 長	杉	山	郷	史		管 理 計 者	中	村	智	郎	
選委 事務 局長	野	坂	武	史		監 査 委 員 長	小	田	晃	廣	
農委 事務 局長	立	花	一	雄		教 育 部 長	福	山	洋	司	
教委 事務 局長	畑	中		涉		上 下 水 道 長 民 部 事	中	村		久	
大畑 庁舎 長	松	本	邦	博		協 野 野 舎 所 策 理	山	崎	拓	也	
總市 公室 部長	立	花	幸	一		總 務 課 部 長	鈴	木	明	人	
總總 主任 部長	佐	々	木		大	總 務 課 部 課 長	菊	池		亘	
總總 主任 部長	川	畑	千	菜	美						

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐	藤	孝	悦	次	長	石	田	隆	司
主 幹	澁	川	紋	子	主	幹	畑	中	佳	奈
主 任 主 査	瀨	角	朋	也	主	任	浜	端		快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、野中貴健議員、富岡直哉議員、佐藤武議員、佐藤広政議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

◎野中貴健議員

○議長（富岡幸夫） まず、野中貴健議員の登壇を求めます。11番野中貴健議員。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。日曜日に嫌々綱引きに参加して、風邪を引いた11番、市誠クラブの野中貴健でございます。

先日山本市長の定例記者会見、62ちゃんねるを見ていましたら、二十歳の集いに関する事項を発表しておりました。今年二十歳になる2人がPR

でその場面において、ふと気がついたことがありました。この学年は、保育園、幼稚園の卒園式が間近に迫った3月11日、東日本大震災が発災、卒園式は縮小か中止となり、小学校入学式も世の中が混沌としている中行われ、中学校でも卒業式を目前とした2月27日、新型コロナウイルス感染症に係る当時の内閣総理大臣の発言を受けて、3月2日から3月26日までの臨時休校を余儀なくされて、唐突に中学校生活が終わってしまったとても残念な学年であります。高校では、3年間、制限付での活動に限定され、最高の思い出になるはずの修学旅行もなし、卒業式も中学校のときと同じで在校生の姿はなく、保護者も人数制限がありました。

そんな彼らが二十歳を迎えようとしています。誰のせいでもありませんが、つらい学生生活を送ってきた分、せめて二十歳の集いは我々大人は盛大に盛り上げてやりたいと強く思った次第です。

と、その記者会見で、市長の隣で堂々とはっきりとPRしている我が息子の姿を見て、今日は滑舌よく、早口にならないように気をつけながら、むつ市議会第262回定例会において一般質問を務めさせていただきます。通告に従いまして、2項目5点の質問をさせていただきますので、市長並びに理事者各位におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めの一般廃棄物処理事業についてお伺いいたします。平成7年度にごみの減量とリサイクルの推進を目的として有料指定ごみ袋制度が導入されてから、来年度で30年目を迎えようとしています。当初の指定ごみ袋の値段、正確には手数料ですが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの大きいサイズ10枚入りは全て300円でしたけれども、平成29年度に指定ごみ袋の製造原価の高騰やごみ処理経費の増加傾向などの理由で、むつ市廃棄物減量等推進審議会の意見を参考としながら、可燃ご

み390円、不燃ごみ500円に値上げを、リサイクルの促進を図るため、資源ごみは100円の値下げをして200円となり、現在に至っております。30年の節目を迎えるに当たり、目的のごみの減量やリサイクルなどの効果はどうなっているのか、気になるところではあります。

ごみの分別の種類として、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみとして新聞紙や雑誌などの紙類、飲料や食品用などの缶類、瓶類、ペットボトル、白色トレイがあり、その他に粗大ごみや有害ごみと分類されます。市民の皆様には、ルールに従い分別していただいておりますが、誤ったごみの出し方や、あるいはほかの原因でごみ収集車の火災が、まれにですけれども、発生しております。

原因として考えられるのが、有害ごみと指定している乾電池、ライター、バッテリーなどの発火のおそれのあるごみが、可燃ごみや不燃ごみに混入していることや、不燃ごみとして取り扱っているスプレー缶やカセットボンベなどの廃エアゾール製品等が、収集作業中に発火して火災の原因となることがほとんどです。

以上のことを踏まえまして、1点目、ごみ袋有料化になって来年度で30年になるが、その効果について。

2点目、発火性のある廃エアゾール製品等の収集方法についてお伺いいたします。

次に、2項目めのむつ市地域文化・スポーツクラブについてお伺いいたします。通称「むつ☆かつ」に関する私からの一般質問は、今回で4回目になりますので、しつこいと思われていることは分かっておりますけれども、なぜか私に相談に来る保護者や指導者がおりますので、お許し願えればと思います。

過去の質問では、1回目に、地域移行前で総合型地域文化・スポーツクラブの設置構想に至る経緯、旧町村の生徒たちの活動は担保できるのか、

部活動参加の義務制から任意制への移行について。2回目は、一部の部活動が「むつ☆かつ」に移行した直後で、部活動のクラブ化について市長の所感を伺う、4月の体験期間を通じて見えてきた課題について、ICカードの役割とその情報管理について、今後の地域移行のスケジュールについて。3回目は、「むつ☆かつ」が始まり半年後になりますけれども、来年度の地域移行計画について、「むつ☆かつ」に属さないクラブの可否について、部活動の任意加入に対して市長の所感を伺うと。

同じような質問事項もありますけれども、今まさに移行している最中での保護者の不安や心配事の声や、そのときそのときに反映した質問をしてきました。

国の指針で令和7年度までに部活動を学校から地域に移行するようなガイドラインを示したことに對し、むつ市は県内の他自治体をリードする形で徐々に移行を進めてきており、来年度からは残った部活動、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、スキーが加わり、全ての部活動が「むつ☆かつ」へ移行となります。

前例のない事業のため、教育長をはじめとした教育委員会地域クラブ企画推進課職員の皆様のご苦勞に敬意を表します。しかしながら、まだ疑問点や不安な要素があるのもまた事実です。保護者同様に指導者の皆様もしかり。

むつ市議会第254回定例会での私の一般質問における教育長の答弁の中に、総括団体が定期的な話し合いの場であったり、あるいは相談窓口であったりしたものが適切に設定されるものと考えていると答弁をいただきましたので、1点目の質問として、各クラブの指導者が集まったの意見交換の場は設けたかについてお伺いいたします。

2点目の質問として、11月に入ってから、既存の各クラブへの現況調査がありましたので、その

内容などを含めて現況調査についてお伺いいたします。

次に、保護者からの切実な訴えでありますけれども、今年の夏季中体連が終わり3年生が引退、新チームで頑張っていました。先月行われた大会を最後に、ほとんどの部員が退部したとのこと。理由は、来年度から部活動から「むつ☆かつ」になるのではやらない、さらに言えば、先生だからやっていた、バスで移動してまでも打ち込めないなど、理由はそれぞれですけれども、今は任意加入ですので、それは尊重しなければなりません。

そこで、残った生徒は困ってしまいました。団体競技のため、チーム練習ができなくなってしまう、現在は走るなどの基礎練習しかできない状態となっており、顧問先生も、この状態でも部活動を続けていくかと保護者に確認するほどです。

以上のことを踏まえて、3点目の質問として、現在の部活動に在籍している生徒が来年度からのクラブ化に伴い活動が困難になっている状況をどのように考えるかをお伺いいたします。

以上、2項目5点をお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物処理事業についてのご質問の1点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、発火性のある廃エアゾール製品等の収集方法についてお答えいたします。カセットボンベやスプレー缶等の廃エアゾール製品は、不燃物として分別回収しております。全国的にごみ収集車で火災事故が発生する場合がありますが、その一例として発火性のある廃エア

ゾール製品等による車両火災があります。火災の原因は、中身が残存したエアゾール製品がパッカー車で巻き込みを行った際に火花が発生し、残存したガスに引火して発火するとされております。

当市で収集運搬中に発生した火災においても、消防署員による現場検証の結果、同様の理由により火災が発生しております。また、当市において廃エアゾール製品等が原因とされる車両火災は、直近5か年で4件発生しております。

廃エアゾール製品等の適正な排出方法といたしましては、必ず中身を使い切り、風通しのよい場所で管に穴を開け、中身を全て排出することをむつ市ごみ収集カレンダーや広報むつへの掲載及び市のホームページにて周知を図っておりますが、今後も周知徹底に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市地域文化・スポーツクラブについてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 野中議員のむつ市地域文化・スポーツクラブについてのご質問の1点目、各クラブの指導者が集まっての意見交換の場を設けたかについてお答えいたします。

指導者との意見交換は、各クラブごとに担当職員やマネジャーを交えて、年度の初め頃に活動方針の共有等を行い、その後は必要に応じて実施いたしております。指導者とは同じ方向性でクラブ運営をしていくために、個別に面談をするケースもあります。今後実施予定の指導者研修会においても、意見交換会の実施を予定しているところであります。

次に、ご質問の2点目、現況調査についてお答えいたします。本年10月、「むつ☆かつ」に加入している1年生から3年生の計426名の生徒及び

その保護者を対象にアンケート調査を実施いたしており、生徒からは35.2%に当たる150名、保護者からは56.8%に当たる242名のご回答をいただいております。

生徒からの回答の一端を申し上げますと、「「むつ☆かつ」は楽しいか」という質問に対して、「とても楽しい」、「楽しい」との回答が約88%となっているほか、平日の活動時間に関しては、「ちょうどよい」が65.3%、「もっと長くしてほしい」が33.3%といった内容になっております。保護者からは、こどもの活動の満足度の質問に対して、「とても満足」、「満足」との回答が78.5%となっているほか、平日の活動時間に関しては、「ちょうどよい」が81.4%「もっと長くしてほしい」が16.5%といった内容になっております。

アンケート全体といたしましては、おおむね肯定的な内容の回答をいただいていると受け止めておりますが、課題も多々ありますので、要望にお応えできるよう、クラブ運営に今後も努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、現在の部活動に在籍している生徒が、来年度からのクラブ化に伴い活動が困難になっている状況をどのように考えているかについてお答えいたします。部活動の地域移行は、今後生徒数が減少していく中でも、生徒に放課後における文化、スポーツ、芸術活動の選択肢と充実した活動を保障することを目的として、段階的に取組を展開いたしております。

議員がご指摘のケースでは、今年度一部のスポーツが学校部活動として行われている中で、同じ学校の仲間と部活動に励んでいる生徒にとって、来年度の地域移行が不安に受け止められているのではないかと考えております。

来年度新たに地域移行を行うスポーツでは、合同練習会を予定している競技団体もあり、そのような取組を中体連や競技団体の協力を得ながら実

施していくことで、こうした不安の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 一般廃棄物についてのご質問の1点目、ごみ袋有料化によるごみ減量効果についてお答えいたします。

市指定ごみ袋の有料化は、平成7年9月から開始しております。開始前の平成6年9月から平成7年8月までの1年間のごみ排出量と開始後の平成7年9月から平成8年8月までの1年間の排出量を比較いたしますと、開始前は約2万5,585トン、開始後は約2万1,011トンとなっております。総量で約4,574トン、率にして約17.9%減少しておりますことから、有料化によりまして、ごみ排出量削減が図られたものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ご答弁いただきました。1項目目の一般廃棄物処理事業についてから順番に再質問させていただきます。

1点目のごみ袋有料化になって来年度30年になるが、その効果についてですけれども、人口減少がそのまま比例してごみの減量にもつながったとも考えられますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

市町村合併後の平成17年度と比較いたしますと、平成17年度末の人口6万6,401人に対するごみの総排出量は2万8,806トンで、1人1日当たりの排出量は1,233グラムとなっております。直近に公開されております最新のデータであります令和4年度におきましては、人口5万3,188人に対し、排出量は2万711トンで、1人1日当たりの排出量は1,089グラムとなっております。平

成17年度と比較いたしまして、1人1日当たり144グラム減少しております。

人口減少により、ごみの総排出量は減少していることもあります。市民の皆様のリサイクルやごみ分別等のご協力により、1人当たりの排出量の減少にもつながっているものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 人口が減ったにしても、それぞれ1人当たりのごみの量が減っていると。平成17年で1人1日当たりで約1,233グラム、直近令和4年度で約1,089グラムとなって、1人1日当たりで144グラムの減少ということが分かりました。人口が減ったにしても、1人当たりに換算すると、減っているということが理解できました。

では、そのごみ袋、有料になってなのですけども、その収入といいますか、そちらのほうは年間どのくらいになるのかと、その用途についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

令和3年度から令和5年度までの3か年における市指定ごみ袋の一般廃棄物処理手数料は、令和3年度は1億87万1,800円、令和4年度は8,192万9,600円、令和5年度は9,638万5,600円となっております。この手数料はごみ処理施設における廃棄物処分費に充てられております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ありがとうございます。結構大きな金額だと今感じております。

令和5年で9,600万円、要は下北地域広域行政事務組合の衛生費かな、そっちの負担金のほうに行っていると。ただ、そっちの衛生費の負担金にむつ市が約21億4,000万円、比率でいけば大体4.5%がごみ袋の収益、収入で賄っているということが理解できました。

次です。可燃ごみ、不燃ごみの手数料の値上げ、資源ごみはリサイクルの促進のため値下げとしましたけれども、では粗大ごみの処理券のほうはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

ごみ処理の有料化が始まりました平成7年9月当初は、粗大ごみが1点につき一辺の最大の長さが120センチメートル未満の場合は500円、120センチメートル以上の場合は1,000円となっております。平成21年4月からは、粗大ごみが1点につき一辺の最大の長さが200センチメートル未満で500円に変更となりました。その後消費税増額に伴いまして、平成26年4月から粗大ごみ1点につき一辺の最大の長さが200センチメートル以内、重量40キログラム以内で510円に変更となり、現在まで処理券手数料は据置きとなっております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 据置きなのですけども、ごみ袋のほうもそうなのですが、私の意見といいますか、原油高、人件費等を考えれば、処理券の値上げも今後検討してもいいのではないかなと思っております。

それで、先ほども言いましたけれども、粗大ごみの関係で、先日の市長の記者会見でも、粗大ごみの予約がスマートフォンなど、ウェブなどでも可能と発表がありましたけれども、そちらをちょっと簡単に詳細説明をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

これまで粗大ごみの回収やクリーンセンターしもきたへの自己搬入につきましては、市役所の開庁時間内に電話や庁舎窓口での予約が必要となっておりました。今回スマートフォンやウェブからの予約が可能となったことで24時間申込みできるようになり、市民の皆様の利便性の向上が図られ

るものと考えております。

スマートフォンで予約することができないごみを搬入したい場合やスマートフォンの操作が不慣れな方は、引き続き市役所窓口や電話での予約も可能となっておりますので、ご活用いただきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 私も粗大ごみ、記者会見を見て、スマホでQRコードを読み取って、中身を見てみたのですが、結構細かく項目がありまして、これはいろいろごみの種類とかも、ごみとありますか、粗大ごみの種類も分かるので、すごくいいのかなと思ったのですが。

もう一点再質問したいのですが、その粗大ごみというか、今スマホで取り扱うというか、受け付けした場合、それは一元的にサーバーとかに入って、自動的にその情報が入るのか、それともその入った情報をさらにアナログで職員さんが振り分けしてデータを移すとか、ちょっとその辺、もし今分かりましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

インターネット等で入力された場合、そのフォームから市のほうのエクセルの形式に自動的に入力されます。一覧表で出てきますので、それをクリーンセンターのほうに提出する形となります。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 分かりました。

次に行きます。2点目の発火性のある廃エアゾール製品等の収集方法についてですが、市長の答弁でパッカー車で巻き込みに行った際に火花が発生、残っていたガスに引火して発火したとされていて、直近5年で4件の車両火災があったという答弁をいただきました。5年で4件が多いのか少ないのかはちょっと分かりませんが

も、実際火災が起きているのは事実なのです。むつ市では中身を使い切れなくなって、自分で、屋外で、風通しのいいところでガスを抜き切り、かつ風通しのいいところで穴を開けての収集方法、捨てるのですけれども、廃エアゾール製品、いわゆるスプレー缶とかカセットガスボンベは、今は冬になるので、鍋とかすると思うのですが、だんだんこれから増えていく時期だと思えますけれども、その廃エアゾール製品等の穴開けは、現在環境省では推奨していない。札幌とか東京で、密閉した空間でスプレーをガス抜きして、それが何かの要因で大爆発が起きたということがありましたので、推奨していないことを踏まえれば、穴開けルールや収集方法の変更も視野に入れて検討すべきだと思いますけれども、そちらのほうをお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

廃エアゾール製品等の穴開けにつきましては、不適切な方法で行いますと火災が発生するおそれがあることから、今後も危険性について周知を図りまして、中身を使い切り、廃棄していただくよう啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

また、収集方法につきましては、先行事例を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 調査研究ですか、分かりました。私から提案ですが、その廃エアゾール製品、スプレー缶、カセットガスボンベですが、他の不燃物と分けて、パッカー車のような巻き込みタイプの圧縮するタイプではなくて、平ボディトラックとか箱車とかで収集するとか、そういう方法も考えられますけれども、ご意見をいただきます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

当市といたしましては、廃エアゾール製品は現在不燃物として収集しておりますが、分別方法や収集方法につきましては、効率的かつ安全な方法につきまして、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） では、そのほかの提案といたしますか、ごみの収集作業員に、今むつ市の作業員ですけれども、聞けば、不燃ごみの収集の際は、その不燃物の袋を開けて、スプレー缶を確認します。穴が開いているか、開いていないか、全て確認してから作業をしているようで、現在の不燃ごみの袋は半透明、ちょっとスモークかかった袋なのですけれども、中が見えないようになっていることで、やっぱり開けなければいけない、分からない。資源ごみのやつは緑色の字が書いて透明なのですけれども、不燃ごみもそういう無色透明に変更してみてもいいのかなと思いますが、ご意見を伺います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

当市におきましては、不燃ごみの袋は有料化当初、無色透明でありましたが、耐久性強化のため、硬い材質に変更し、現在は半透明となっておりますが、収集作業員の方の安全を確保できるような不燃ごみ袋や収集方法につきまして、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） いろいろな収集方法はあると思うのですけれども、市のルールにのっとって収集作業をしたとしても火災が発生した場合ですけれども、その作業車が損傷、多分大変な被害になると思います。あるいは、作業員が当然といいま

すか、負傷した場合、その費用弁償というのはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業務を委託するための契約条件といたしまして、仕様書でございませけれども、業務実施者に対しまして、使用する車両について自動車損害任意保険、そして対人無制限、対物は1,000万円以上、搭乗者傷害は1,000万円以上の加入を条件としておりまして、作業車両が損傷あるいは作業員の方が負傷した場合は、加入されている保険で補償されることとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 補償というか、それはそれぞれが入札の参加条件となっていると。とはいえ、火災が発生した場合ですけれども、燃えている場合は、パッカー車の中に入っている燃えているものを当然外に吐き出さなければいけないと。その後の片づけ、警察や消防などの現場検証など、ほとんどその日は多分作業にはならないのかなと。そういうのもあるので、そういうリスクを下げられるためにもいろいろな方策、調査研究ではなく、もっとやってほしいなと思います。

廃エアゾール製品等の収集方法は、各自治体ではルールは様々違います。電話で聞いたり、問合せとかホームページで確認したところ、青森市の場合、令和2年度から、三、四年前ですけれども、廃エアゾール製品等は穴開け作業をせず、ガス抜きをした状態でごみステーションに設置している籠にそれぞれ置いていくスタイルにしているそうです。

さらに聞けば、むつ市はゴミステーションがないところもあるのですけれども、本町とか田名部かな、青森市に聞いたら、100%ごみステーションがあるということを確認していました。ごみ利

用者が置いていく形で、さらにパッカー車ではなくて平ボディとか箱型のトラックで収集しているそうで、弘前市も今年度からほぼ似たような形で収集しているとお聞きしました。

他方で三沢市、十和田市は、むつ市とほぼ同様の収集方法を行っています。また、同じごみ処理施設を使用します大間町では、不燃物扱いで穴を開けて収集することは、このむつ市と同じなのですけれども、廃エアゾール製品とほかの不燃物を分けた状態、要は同じ袋ですけれども、分けて収集しているということでした。

今全国でもスプレー缶等に穴を開けない、そういう自治体が増えているようです。このように、自治体によってルールは様々ですけれども、火災などのリスクは少しでも下げる努力をした収集方法は、常に検討していかなければなりません。

先ほど紹介しました青森市ですけれども、ルール変更後の火災件数も尋ねたところ、残念ながら1件あったそうです。さらに原因を尋ねましたら、ルールを守らず不燃ごみに廃エアゾール製品等を投入して、圧縮などの理由で発火、火災が起きたと教えてくれました。令和2年だから、3年にして1件が発生したと。むつ市が約ですけれども、1年に1回ほどですので、やっぱりリスク低減はしているということになると考えます。

行政として少しでも危険の可能性をなくしようとごみ出しルールをつくっても、間違ったごみ出しをすれば事故は起きてしまいます。結局は、市民一人一人のモラルの問題になるかもしれません。少しぐらいだったら大丈夫、スプレー缶に穴を開けるのは怖いから、このままでも大丈夫でしょう、どうせ誰が出したか分からない、こんな気持ちがあるのではないのでしょうか。この安易な考えが重大な事故につながるおそれがありますので、私を含めた市民一人一人が正しいルールでごみ出しをしていただきたいと思いますというふうに願っております。

で、調査研究ではなく、大いに検討していただきたいと強く要望いたします。

続いて、2項目に移りまして、むつ市地域文化・スポーツクラブについてですけれども、先ほども壇上で申し上げました「むつ☆かつ」に対して4回目の一般質問になります。9月定例会では、総務教育常任委員会において、「むつ☆かつ」について所管事務調査を行い、スポーツクラブと文化クラブをむつ運動公園陸上競技場と下北文化会館でそれぞれ視察させていただきました。

そのときの感想としては、先ほど教育長も言っていましたけれども、指導者と生徒たちがすごく楽しそうに活動していること、あと何よりも学校の枠を超えて生徒同士が非常に仲よく協力しながら活動に励んでいる姿を見て、「むつ☆かつ」という名の事業がいい方向で進捗していると感じたところであります。

しかしながら、移行中であることや過渡期にある生徒の中には、まさにはぎまであることから、思うような活動ができない生徒が生じていることも、また事実ですので、その辺を踏まえて再質問いたします。

1点目の各クラブの指導者が集まったの意見交換の場は設けたかについてですけれども、今教育長の答弁では設けていると。年度初め、あるいは必要に応じてそういう場を設けているということ承知いたしました。では、その意見交換の場ではどのような意見が出たのか、言える範囲でよろしいので、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 指導者からいただいたご意見でございますが、スポーツ、文化、いずれのクラブにおいても、「自分の好きなこと、得意なことをこどもたちに伝えられて楽しい」、「大人数での活動になったので、大変だが、やりがいがある」、「もっと様々な体験をさせてあげたい」

など、前向きなご意見が多く挙げられております。

また、指導者のシフトの組み方のほか、どのような内容の活動を計画しているか、指導者間でどのような協力体制が整えられるかなど、各クラブの運営に対して建設的な意見が多く挙げられており、採用可能なご意見につきましては、直ちに運営に取り入れるよう努めております。

一方、検討を要するご意見につきましては、教育委員会だけでは判断できないケースもあるため、関係者との協議を行いながら、指導者にとっても活動しやすい環境を整えられるよう取り組んでおります。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 当然いい意見もあるだろうし、指導者、生徒からの、生徒は違うかな、いろいろ要望等もあると思いますので、できる限り、当然限りはありますけれども、幾らでも要望に応える、反映してもらえるように努めていただきたいなと思っております。

ですけれども、指導者から私への意見といいですか、なのですけれども、勝手の分からないそれぞれの施設、こどもたち、生徒が自分の学校ではないところに行って活動するわけです。そういう施設で、いざというときのために避難訓練や避難経路の確認など、しているとは思いますが、そのお願いが指導者からあったということは、多分していないのかな。ちょっと分かりませんが、その辺のことについてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 活動場所での避難訓練自体は実施しておりませんが、各施設には避難経路等を含む緊急時対応について、担当職員、またクラブマネジャーを各クラブに配置しておりますので、クラブマネジャー等が確認し、情報共有することで、有事の際の対応について備えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） マネジャー、指導者とは把握といたしますか、経路を確認しているということですが、時間あるときというのは、全員がそろわなくてもいいのですが、ちょっとした時間、5分とかでも、このルートでいきますよとか、そういうのは生徒たちと確認してもいいのかなと思っております。

また、同じく意見として、これはそんなに気にしないのですけれども、下北文化会館での家庭クラブですか、料理のほうをやっているのですが、その衛生面での指摘といたしますか、大丈夫かというのはありましたので、そちらのほうのご所見をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 家庭クラブが下北文化会館で活動するに当たり、調理専用の部屋ではなく会議室で調理をすることなど、食品衛生法等に抵触しないか、むつ保健所へあらかじめ確認しております。不特定多数に販売等をし、提供するといった営業や製造ではないため、許可申請や届出は必要ないが、衛生面に関する基本的な対策を講じるようにとの回答を得ております。そのため、家庭クラブでの調理では、使用器具類や作業台等の洗浄及び消毒に十分注意し、清潔な環境が保たれるよう、対策を講じているところであります。

しかしながら、活動場所の一つである下北文化会館では、食材や調理器具等を洗浄するためのスペースが手狭であることなどから、できるだけ手間のかからない食材や調理方法を選び、衛生面でのリスクを低減するような対応に努めております。今後も安全面に十分配慮し、料理を楽しむとともに、知識を習得できるような活動をしてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ありがとうございます。家庭

クラブは、平日がたしか下北文化会館で、土曜日だったかが大湊の中央公民館でもやっているとありましたので、いずれにしても子どもたちがいい環境で、間違っただけというか、衛生面でも心配ないような活動ができればなと思っております。

これは前にも質問した、確認したのですけれども、各学校の行事とかテスト期間がまちまちだという話がありまして、となると、それぞれ今週行ける、行けないと各々違ってくるので、そういう活動のスケジュールやプログラムが指導者のほうも大変だという指摘もあるし、保護者からも、参加できないとかというのは、不公平でもないですけれども、そういう公平性に欠けるのではないかという意見があります。これというのはなかなか全部が統一できるわけでもないのですけれども、その辺も加味してやっているのかどうか。その対応、対策がありましたらお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

一般論として、それぞれの学校が行う教育活動に関しましては、一定の時期というものがありません。そうした時期を避けて活動するように、それは統一的に行っているところではあります。しかしながら、個別具体の案件に関しまして、全ての学校が同じ日に同じ授業を行うものではありませんので、議員ご指摘のこともこれからも多々あるかとは思いますが、そうしたことをなるべく少なくして、子どもたち、そして指導者の負担を軽減し、活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 今教育長がおっしゃっているとおり、各学校それぞれが単体の運営ですので、事情が当然あるのは承知していますけれども、やっぱりそういう声というのはあるのです。その辺も、全部に対応してしまうと、なかなかそれも難

しいのは重々分かっているのですけれども、なるべくでもそうならないように努力しているということは確認できました。

2点目に入ります。現況調査についてですけれども、先ほどアンケートで88%の子が「楽しい」、「満足している」ということを、やっぱりそうなのかなと。やっぱり楽しいということは一番いいことですので、親もそして満足していると。時間に関しても満足しますと。ちょうどいいというのが、答えが分かりました。

そのアンケートを私も調べてみて、最後の項目に備考欄があつて、多分いろんな要望とか意見、書き込みできると思いますけれども、その意見のところにどういう意見があつたのか。もしお知らせできるものがありましたら、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、生徒からのご意見であります。活動に参加している生徒から寄せられた意見となりますが、「他校の生徒との交流が楽しい」、「指導者が生徒のためを思って指導してくれている」という肯定的な意見のもの、一方で、「クラブに取り組む姿勢やスマホなどのルールをつくったほうがよい」、「移動時間がかかる」などのご意見をいただいております。また、保護者からは、「移動に時間がかかる」、「部活動のように礼儀を指導してほしい」、「学校ごとに行事日程が違うため、クラブ日程が自分の学校行事と合わない」、先ほど議員ご指摘の意見と同じようなご意見をいただいております。

いただいたご意見につきましては、例えば移動時間の問題につきましては、バスのルートの見直しや移動時間の短縮ができるように努めており、礼儀に関する指導につきましては、指導者講習会等を通して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 移動時間というのは、多分永遠のテーマになると思います。保護者のほうも、生徒も、もう分かっているのです、どうにもならないというのは。例えば脇野沢、川内、近川、関根、大畑辺りはそうなのですけれども、でもやっぱりどうにかならぬかなというのは本音で、分かっているのです、どうにもならないのは。でもちょっとその辺も、これから、すぐに研究してほしいなと思います。

それで、あとは屋外で活動するクラブ、陸上、野球、サッカーとかですけれども、昨日も井田議員からありましたが、特に冬期間になれば、恐らく場所が限られてくると。そういう場所を心配している声もありますので、その辺というのは、今年度はいいけれども、来年度もますます多分渋滞してくると思います、その辺どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず冬期につきましては、屋外のスポーツですけれども、しもきた克雪ドームやむつマエダアリーナが代替となると考えておりますが、なかなか空きの状況との調整が難しいものと考えており、苦慮しているところが実情です。

また、来年度以降、人数が多い部活動がクラブに移行するということですが、逆に学校が空くということで、それらの学校との調整を今図っているところであります。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） これも提案といいますか、バスの運転手とかの手配の問題も当然ありますけれども、先ほど言いました川内、脇野沢、大畑も含めてですけれども、旧市内に集中するから練習場所が足りないのではないかという声も分かるし、冬期は、例えば大畑とか川内に行って、学校の当

然セキュリティの話もあるのですけれども、そういう活動もありではないかなと思います。

例えばですけれども、1週間ごとに各クラブでローテーションするとか、バレーボールだったら今週はどこだよ、バスケットボールはどこだよと、そういうのもありなのかなと思っております。そうすれば、バスで参加しているちょっと離れた生徒たちが、そういうこどもたちの気持ちも苦労も、旧市内の生徒と少しは分かち合えるのではないかなと感じておりますけれども、その辺について答えられたらお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

現在において活動場所に関しては、旧町村、あるいは旧市内といったくくりで設定しているわけでは当然ありません。クラブ員の数、そして活動場所との移動距離、こうしたことを勘案して定めております。ご指摘の点に関しては、我々も重々承知しておりまして、そうしたことも踏まえながら、これからも一番いいルート、一番いい活動場所を探し続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、前段にありました冬期間の活動等に関しましては、これまで社会開放していなかった学校の体育館等も、工事等を加えて社会開放できるようにしてありますので、そうした努力を経て活動場所を増やしていることもご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 何とぞいろんな知恵を絞って頑張ってくださいなと思っております。

3点目に入ります。現在の部活動に在籍している生徒が来年度からのクラブ化に伴い活動が困難になっている状況をどのように考えているのかなのですけれども、先ほども言ったとおり、こういう状況になるとは思っていない、当然想定といい

ますか、「えっ」という感じなのですけれども、すごく切実な話で、「むつ☆かつ」が始まるから起こった弊害といたしますか、今現在「むつ☆かつ」にシフトしている最中で、今やっている部活動の子が何か残念といたしますか、そういう状況になっているのです。そういう子たちのために、部活動の救済措置といたしますか、例えばですけれども、他校での練習を望む生徒がいるならば、そういうところは認めてもらえるのかどうかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 今議員がご指摘されたようなケースにつきましては、学校部活同士の練習であれば、まず学校間で調整をいただいているというのが実情でございます。実際そのように、平日は移動もあってなかなか難しいのですが、土曜日とか合同で練習しているという実例も伺っておりますので、まずは学校に相談していただくことが一番ではあります。我々に相談していただいても、学校間をつなぐことができるかと思っております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 各学校で許可といたしますか、「いいよ」というのであれば、全然それは問題はない。週末なのでしょうけれども。それだと平日も、数は少ないにしても、今の部活動で困っている子が、やっぱり週1より週2、週3で練習したいとなった場合、今「むつ☆かつ」のバスで、例えばですけれども、大畑から出ているバスに乗って田名部中学校に行く、「むつ☆かつ」の子は、そのバスに乗っていけるけれども、あなたは部活動だから乗れないよ。それは、そういう立つつけといたしますか、そんなルールなのか、いいのか悪いのか、確認いたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 現在「むつ☆かつ」で運

行しているバスであります。「むつ☆かつ」の活動場所等を想定して時間を組んで運行しております。それを変えるということはなかなか難しいと考えておりますが、「むつ☆かつ」全体のクラブ運営に支障がなければ、バスを利用いただくことも可能かと考えております。現時点でそういったご相談を受けたことがないので、検討したことはないのですが、ぜひご相談いただければと思っております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ぜひ利用したいのです、バス。やりたいのです、平日でも。何とかそういう声を拾って、今声がないと言いましたけれども、私には来ているのです。だから質問しているのですけれども。ぜひそういう声を、大畑だけに限らず、川内、脇野沢もそうかもしれませんけれども、いろいろ拾ってほしいと思うし、ちょっと各ところにもう一回打診してもらって、そういうケースもなかなかないかもしれませんけれども。本当に切実な思いで、こどもが一生懸命やりたいのにやれなくなったというのは本当に悲しい話なので、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。「むつ☆かつ」に限らず認定したクラブもありますけれども、そちらの認定したクラブに参加しているこどもたちも、「むつ☆かつ」のバスというのは乗車が可能なのかどうかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 認定か、いわゆる一般の方が立ち上げたクラブということで理解いたしますが、先ほども申し上げましたが、現在「むつ☆かつ」のクラブの活動場所について送迎するバスの運行としております。また、時間も学校を終わってすぐ、いわゆる夕方時間帯で「むつ☆かつ」のクラブが運営されておりますが、一般のクラブは、どちらかというとその後の時間帯かと承知し

ておりますので、なかなか「むつ☆かつ」のバスを利用するという事は、現状難しいものと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 多分これ来年度以降は、そういう話も出てくるのかなと。例えば野球が今田名部中学校をメインにした一般チームといますかをつくっている。むつ中学校はむつ中学校でもそういうチームをつくっている。だったら、例えば近川なり大畑から行こうとしても、バスには乗れないのかなという状況なのか、ちょっとこれもう一回確認いたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

まず、私どもが「むつ☆かつ」を所管して、そして子どもたちを集めて、そして指導者をお願いをして責任を持って運営しております。これは、当然活動の責任でもあるし、大会参加の責任でもあるし、あるいは移手段の保障、こうしたことを含んでおります。そして、現在学校で部活動が行われている際には、校長がその責任を負っております。したがって、先ほどもご質問にお答えいたしましたように、部活動で学校間で一緒にできないかということに関しては、校長先生がそうした状況を勘案してご決断されるかと思えます。私どもは、その間をつなぐということにとどまります。

民間クラブのことになりますと、民間クラブを立ち上げる段階で、そうしたことも立ち上げる方の責任の一端として、これはご理解いただくことが必要かと考えております。もちろん子どもたちの活動を保障することが我々の本意です。これには、「むつ☆かつ」も一般クラブもありませんので、いろんな方法を考えていきたいとは思いますが、しかしながら、まず第一義的にそうしたことも考えた上で、子どもたちのために設立していただければ、さらに喜ばしいことではないのかなとも考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 当然多種多様な活動といたしますか、それぞれの事情もあるだろうし、でもそれが、こっちはいいよ、悪いよではなくて、そういう意見を聞きながら柔軟に対応したいし、していくという理解をいたしました。何とかその辺、よろしく願いいたします。

2022年の夏の甲子園で東北勢として初優勝した仙台育英高校の須江監督が優勝インタビューで、「青春って、とっても密」と名言を残しております。先ほど言いました部活動の子たちもそうですけれども、限られた時間の中で仲間と切磋琢磨しており、勉強に部活に必死で頑張っているのです。

その優勝したときのメンバー、その子たちが今年二十歳になります。我々も限られた時間の中で、昨日も同僚議員からありましたけれども、先日むつ市議会議員有志で綱引大会に参加いたしました。チームとしての練習は1度だけのぶっつけ本番、結果は惨敗でしたけれども、いい汗を流しながらも、たくさんの市民と交流ができた。何より小学校の学童野球で指導していたときの現在24歳の社会人から17歳の高校生までの5名の私から見れば教え子的な、そういう子たちと試合ができたことが一番の思い出になった。

彼らは地元に残り、仕事や勉強を一生懸命頑張っております。綱引きで大事なことは、チームワークや筋力、スキルなど全てが大事ではありますが、一番大事なポイントは、足腰の強さと滑らない靴です。靴が一番大事なかなと思っております。土台がしっかりしていなければ、幾ら上半身が筋骨隆々であったとしても、おいそれと一本取れる競技ではありません。

むつ市政も全く同じで、土台が一番大事であります。我々議員は、市が提案したものをよりよく

できないものかと考え、あるいはこの一般質問などを通じて提案をしていきながら、むつ市の土台を強固にしていかなければならないと思っております。

「むつ☆かつ」などで励む子どもたちが郷土愛を持ち、地元に残って頑張る若者たちのためにも、共に邁進してまいりましょう。

終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎富岡直哉議員

○議長（富岡幸夫） 次は、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） おはようございます。会派陸奥未来の富岡直哉でございます。むつ市議会第262回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、質問の1項目め、指定管理についてであります。今から遡ること21年前の平成15年、当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環として、様々な規制緩和が行われており、民でできることは民でとする基本方針の下に地方自治法第244条の2が改正されました。この改正では、従来の管理委託制度から指定管理者制度に移行するものであり、それまでは公の施設の管理業務は公共団体や公共的団体、また自治体の出資法人、いわゆる第

三セクターに限られていたものが、自治体の判断により民間事業者から市民団体などまで、その対象が拡大されました。

当市では、平成18年4月に指定管理者制度を導入して以降、多様化する市民ニーズに対し、効果的かつ効率的にサービスを提供するため、民間のノウハウを活用した管理運営がなされ、その制度の役割が果たされてきたものと認識しております。

一方で、当市で指定管理者制度を導入してから18年が経過し、人口減少やそれに伴う担い手不足、物価高騰など、制度の導入当初から比較しても大きく社会情勢も変化している中で、指定管理業務を受託している民間事業者や団体についても大きな影響を受けているものと推察しております。

また、近年では指定管理者を公募しても申込みをする事業者や団体がなく、管理運営を市直営に戻すという事態が発生している状況を踏まえても、将来にわたり持続可能な制度として維持していくために、この指定管理者制度の運用等についても、市としても大きく見直すべきタイミングを迎えているものと感じております。

以上のことを踏まえ、1点目は、当市の指定管理の現状について、2点目は、指定管理者制度の課題と問題点について、3点目は、今後の指定管理の在り方についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高校改革についてであります。この大湊高校とむつ工業高校の統合に関しての質問は、今回で5回目となりますが、やはり高校が立地する自治体として、統合校が開校するまで、市を挙げて一貫して取り組んでいかなければならない重要な課題と捉えていること、そしてこのたびもむつ市独自の検討委員会が大きな節目を迎えたことを踏まえ質問いたします。

まず1点目は、下北地区統合校検討委員会の要望についてであります。市が設置した下北地区統合校検討委員会での意見を取りまとめ、先週11月27日に青森県教育委員会の風張教育長に要望書を提出したとのことであります。令和5年6月に検討委員会が設置されて以降、これまで6回にわたる検討委員会ではどのような議論がなされ、市とて要望書を取りまとめたのか、詳細についてお伺いいたします。

次に2点目は、今後の市や検討委員会の対応についてであります。このたびの要望書の提出をもって、むつ市検討委員会の役割は一区切りついたものの、あくまでも来年度県が設置する検討委員会につなぐ位置づけとして設置してきたものと認識しております。令和9年度の開校に向けて、校舎建築など重要な局面を迎えている中で、これからの対応がますます重要性を増してくるものと考えておりますが、今後の市や検討委員会についてはどのような方針の下に対応を進めていくのかお伺いいたします。

次に、質問の3項目め、あおもり10市大祭典についてであります。このあおもり10市大祭典については、私が令和元年に初当選し、初めて迎えた12月定例会で一般質問を行った経緯があり、非常に思い出のある質問であります。振り返ってみますと、今からちょうど5年前、この市長席には宮下宗一郎前市長がおり、非常に緊張しながら、この壇上に立ったことが昨日のこのように思い出されます。期待と不安が入り交じる中、今日と同じ一般質問2日目、午後のトップバッターとして私の一般質問がスタートしました。期待とは裏腹に、市長からの答弁は一つも引き出せず、ただただ時間が過ぎ、頭が真っ白になったこの経験は、今後議員として活動する中で決して忘れることはないと思います。むしろこの経験があったからこそ、今の自分があると思っております。そのよう

な思い出のある質問でありますので、今回こそはぜひ山本市長にご答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

さて、本題に戻りまして、あおもり10市大祭典は県内10市が連携し、各市の祭りや郷土芸能、食、観光情報などを一堂に終結させ、10市の交流を図るとともに、各市の魅力を強力にアピールすることで、今後の継続した県内各市への誘客などを促進させることを目的に平成24年にスタートし、当市では平成27年に開催され大盛況であったことから、市民の方々からも次回の当市での開催が強く望まれておりました。

しかし、そのような中、突如として、今回で10市を一巡し、一区切りとなることから、終了することが公表されましたが、これだけ大盛況な事業なのにもかかわらず終了させるということについては、いささか疑問が残ります。

また、この大祭典には東日本大震災からの復興という深い意味合いも込められており、開催してきたものと認識しております。東日本大震災からの復興という観点では、まだ道半ばであると思いますし、私たちにとって忘れてはならない教訓であります。

このようなことから、本事業については継続すべきと考えますが、質問の1点目として、10市を一巡し、今年度で終了となったことについての市長の見解と今後の展開について、2点目は、むつ市開催時の実績についてお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、大湊高校・むつ工業高校の統合に関する

県立高校改革についてのご質問の1点目、下北地区統合校検討委員会の要望についてお答えいたします。本検討委員会は、昨年度からこれまで6回にわたり地域の実情を踏まえた科目の設定や新校舎に必要な機能やデザイン、そして部活動の環境整備、現校舎の利活用等といった多岐にわたるテーマについて、委員の皆様のそれぞれの見地から活発な意見交換が行われました。

それらの意見を要望書として取りまとめ、先月27日、青森県教育委員会、風張教育長に直接お届けし、意見交換させていただきました。この要望書は、生徒たちが望み、地域が必要とする学科とし、多様な教育環境、カリキュラムを整備すること、生徒たちが行きたいと思える新校舎にすること、現校舎を利活用すること、部活動、体育活動に支障のないグラウンドを整備すること、そのほかの課題への対策の5つの項目に整理し、各項目には地域に求められる人材育成に必要な科目の設定や地域との連携など、様々な用途で使用できるオープンスペースの設置、閉校した後の校舎やグラウンド、生徒会館等の利活用、魅力ある部活動の在り方の検討、寮や下宿の整備、スクールバスの運行、通学費の支援など、29の要望事項を挙げております。

意見交換では、教育行政の推進には丁寧な説明に基づく地域住民の理解が必要不可欠なため、今後も十分なお説明と情報提供をしていただくようお願いし、また地域の誰もが納得し、応援できる学校、生徒たちが進学したいと思える学校、地域の将来を担う人材を育む学校となるよう、私たちも地域全体でできる限りの協力をしてまいりたい、私たちとしても知恵を絞り、県教育委員会と一緒に取り組んでいきたい旨お伝えしてまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、富岡直哉議員の思い入れの強いあおもり10市大祭典についてのご質問の1点目、10市を一巡し、今年度で終了となったことについての見解と今後の展開についてお答えいたします。あおもり10市大祭典は、青森県の通年観光や経済振興を目的に、県内10市で毎年開催地を持ち回りながら開催するイベントとして、平成24年からスタートいたしました。本来各市持ち回りということであれば、平成24年から数えて10年目に当たる令和3年の開催をもって一巡することになりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による開催中止等があったことから、本年9月28日、29日の黒石市での開催をもって一巡となり、一旦の節目を迎えることになりました。

あおもり10市大祭典が県内全ての市で開催されたことは、震災復興という理念や開催地にもたらす経済効果の大きさから非常に意義深いものと感じており、これまでも機を捉えて青森県市長会等に対し、あおもり10市大祭典の後継事業として県外や海外へ10市をPRし、観光誘致のための取組を実施する必要性について訴えてまいりました。

今後につきましても、関係機関と情報共有を図りながら、さらなる地域経済の活性化に寄与する事業の在り方について、広く提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、むつ市開催時の実績についてであります。当市では平成27年に県内4番目の開催地としてあおもり10市大祭典が開催されました。2日間の開催で約13万人の方にご来場いただき、会場に設置されたむつ下北地域の飲食コーナーや特産品販売コーナーでは1,000万円近い売上げがあったと伺っております。加えて、むつ市及び周辺の町村における宿泊や飲食についても、具体的な数字は把握できておりませんが、相当な経済的恩恵がもたらされたものと認識してお

ります。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 指定管理についてのご質問の1点目、当市の指定管理の現状についてお答えいたします。

当市におきましては、平成15年9月の地方自治法の改正を受け、平成17年度に条例、規則に基づき指定管理者制度運用指針を定め、平成18年度より指定管理者制度による管理を進めてまいりました。令和6年4月1日現在、むつ地区18施設、川内地区1施設、大畑地区9施設、脇野沢地区9施設の合計37施設において指定管理者制度によるサービスの提供を行っております。

次に、ご質問の2点目、指定管理者制度の課題と問題点についてお答えいたします。指定管理者制度の課題と問題点につきましては、自治体と指定管理者との間での利用者の要望への対応、サービス内容に対する認識のそごが生じること、指定管理者が利益を求めるとあまりサービスの質が低下するなどといった課題があると言われております。

当市におきましては、応募が1事業者のみといった施設も多く、長期にわたり同じ管理者が施設を管理運営することによるサービス内容の恒常化、マンネリ化が懸念をされております。また、多くの施設は建設から20年以上が経過し、経年劣化による施設、機器の改修等により安定した施設運営に影響が生じることが危惧されております。今後におきましても、指定管理者との定期的な話し合いを持ち、発生する課題を解決し、公共サービスの向上を図ってまいります。

次に、ご質問の3点目、今後の指定管理の在り方についてお答えいたします。今後につきましては、むつ市公共施設等総合管理計画による施設の統廃合や指定管理者制度の課題への対応等、指定管理者制度運用指針についての改善を引き続き進

めてまいります。

また、指定管理者の選定に当たりましては、安定的で適正な管理運営方法や市民サービスの向上に関する提案内容なども含めた総合的な評価を実施し、公共施設における利用者の利便性のさらなる向上を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高校改革についてのご質問の2点目、今後の市や検討委員会の対応についてお答えいたします。

今回提出いたしました要望書に対し、風張教育長からは、後日文書にてご回答いただけるということでございましたので、検討委員会の委員の皆様ともこれを共有し、来年度からの開設準備委員会につなげてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） それでは、順次再質問いたします。

まず、指定管理についての1点目、当市の指定管理の現状についてであります。近年で一番大きかった状況変化として、公募しても応募する団体がいなくて、指定管理から市直営に戻したということだと思っております。早掛レイクサイドヒルキャンプ場がその施設であります。このことについて市はどのように受け止めているのか。また、併せて今シーズンは直営で運営したということで、指定管理で運営した場合との経費の比較はどのようになっているのか、まずこの点について伺いたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

早掛レイクサイドヒルキャンプ場の経費につきましては、今年度から市の直営に移行しておりますことから、決算前ですので、実績額で比較する

ことはできませんので、今年度の市の予算額と令和5年度の指定管理者の予算額で説明したいと思います。

指定管理をしていた令和5年度は1,133万8,000円、市直営の今年度は1,061万6,632円となっており、指定管理のほうが約70万円多くなっております。

事業内容については、指定管理の場合は自主事業としてイベントの開催等も行われており、今年度は管理のみとなっております。

また、指定管理者への応募がなかったことにつきましては、市といたしましても初めてのケースであり、要因を精査するとともに、今後の活用と施設の在り方について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 指定管理に応募しないということは、様々事情があるのかなというふうに思いますが、要は企業や団体側にとって利益が上がらない、うまみがないというのが理由に挙げられるのかなというふうに考えております。

それで、今シーズン、直営で運営して、指定管理のほうが70万円多かったということですが、直営のほうが金額が抑えられるのであれば、このまま直営という考え方にもなろうかと思えます。早掛レイクサイドヒルキャンプ場については、再度公募内容等を改善して募集するものなのか、その辺りの見通しについてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 早掛レイクサイドヒルキャンプ場は、自然と触れ合うアウトドアアクティビティー施設として利用者の皆様に充実した余暇活動を楽しんでいただくとともに、周遊型観光を促進するための施設であります。この目的を達成するためには、よりよいサービスの提供、創意工夫を凝らしたにぎわいの創出、利用料収入

の増加による収益性の向上が求められることから、民間企業等のノウハウを活用したいと考えております。

現時点では、詳細なスケジュールをお示しすることはできませんが、今後指定管理者の公募を行う方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。再度公募となると、改めて指定管理の積算というようになろうかと思えますけれども、現状市では、各施設の指定管理料についてはどのように積算しているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

積算につきまして、収入につきましては直近3か年の実績から見込み、また支出につきましては青森県賃金構造基本統計調査に基づく人件費、また直近3か年の実績と企業物価等の変動を見込んだ需用費や役務費などの費目で収支を積算しております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 最近では、燃油高に伴う指定管理料の増額補正ということで行っているところではありますが、昨今の物価高騰や賃金の上昇に伴う対応はどのように検討がなされてきたのか。また、人件費についてであります。基本的に市役所でも数年勤めるとベースアップがされるというようなのが通常考え方だというふうに思っております。この点について、どのように考えて人件費を積算しているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

市と指定管理者との間で締結いたしました基本協定などにおいて、費用負担の考え方に基づいて協議をし、適正な対応に努めているところでござ

います。

また、人件費につきましては、直近3か年の青森県賃金構造基本統計調査及び市の会計年度任用職員報酬等単価表に基づき積算することによりまして、対応ができているものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 私も以前指定管理を受けていた団体に勤務していた経緯もありまして、このような質問をいたしました。人件費の積算は、市の会計年度任用職員の単価ということで、率直に言って、全くベースアップができるようなものではないというふうに思っております。

それで、指定管理者制度の性質上、経費縮減というのは十分理解できますが、世の中が物価高騰している中、そして継続して勤務していても人件費がベースアップできないというのは、この点については市もしっかり考えるべきであるというふうに考えております。

また、指定管理料の積算の全般的なところになりますが、私の認識では、額面上では増額されておりますが、実績の経費部分については減額傾向であるという印象を持っております。

先ほど指定管理料の積算は、過去3年間の平均がベースになるというようなご答弁でありましたが、指定管理者側の努力によって経費が抑えられているという部分もあろうかと思えます。極端な話、電気料でも水道料でも、節約したら節約した分、減らされるということだと思えます。だったら誰も節約しないのかなというふうにも思えますし、ですので、単純に過去3年間の実績を参考にするのはどうなのかなというふうに思っております。

そこで、指定管理料の積算の際に、企業努力による経費節減という部分についてはどのように評価して積算しているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

企業努力の部分ということでございますけれども、まず指定管理者制度における指定管理者の最大のメリットとは、指定管理者が行う自主事業によるものでありまして、アイデアやノウハウを活用した企画、企業努力に、そこは私ども期待したいところでございまして、その収入につきましては、一定のルールはございますけれども、指定管理者の収入となっております。

また、指定管理者の公募が行われる際は、やはり競争原理による管理コストの削減について私どもは期待をしているところでございます。管理運営コストの低減の提案があった際には、指定管理者を選定する上で大きなポイントとなっております。その点については企業努力が反映されているものと認識をしております。

ただし、コスト低減というものが先行してしまひまして、先ほども答弁させていただきましたが、サービスの質が低下するということがあってはならないものと認識をしております。

このようなことを勘案しながら、指定管理料の積算に当たりましては、3か年の平均を基にしておりますが、積算の過程の中で担当者が事業者とヒアリングを行い、管理に関する事情等を調整した上で指定管理料を決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） この企業努力の部分については、なかなか見えづらい部分もあるかと思えますが、しっかりこの点については今後の指定管理料の積算の際には考慮していただきたいというふうに考えております。

このような点を踏まえまして、(2)の指定管理制度の課題と問題点について質問いたしますが、市としてこの制度の検証や見直しについてはどのように行われてきたのか、またこの制度上、

支障となっている部分はないのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

制度の運用に当たりましては、導入当初から市及び指定管理者側と連携し、よりよい制度の運用に向け、検証と改善に努めているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） そうだと思いますが、具体的にどのような部分について検証してきたのか、再度その点についてお聞きしたいと思います。

あわせて、当市では指定管理と委託についてはどのような基準を基に区分しているのか。そして、公募としている施設、そして非公募としている施設、それぞれありますが、それも何を基準としているのか、この点について併せてお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

初めに、公募、非公募、指定管理と委託について、どのような基準を基に区分して発注しているのか、また公募か非公募か、何を基準にしているのかについてお答えいたします。市が直接管理運営しなければならない法的根拠がある施設や業務の特殊性、専門性を踏まえ、市が管理することが最良とされる施設を除き、指定管理者制度の対象の施設とさせていただきます。

また、公募か非公募かにつきましては、指定管理者制度運用指針によりまして、指定管理者は基本的に公募としておりますが、公募を行う時間に余裕がない等の緊急性がある場合や、市の施策を効果的に実現するために特定の団体が持つ管理能力や専門性、活動能力等が必要不可欠であると考えられる場合は非公募とさせていただきます。

また、指定管理者との具体的な連携等につきましては、定期的に担当課と指定管理者のほうで時間を持って協議をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

次に、今後の人口減少や施設の老朽化等を見据えて、指定管理施設の統廃合についてはどのように考えているのか。また、新たに指定管理施設の追加についての予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

管理施設の多くにつきましては、建築から20年以上が経過しておりまして、建築時からの人口減少や人口構成の変化、また住民の価値観やライフスタイルの多様化によりまして、公の施設に求めるニーズは変化してきており、むつ市公共施設等総合管理計画に基づきまして、指定管理施設等の統廃合などの検討や新規の指定につきましては、利用状況や利用者数などを見極めながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、この項目の最後となりますが、今後の指定管理の在り方についてありますが、現状指定管理者の指定の手続に関する条例の規則では、「市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人等であること」となっておりまして、市外の法人でも応募することができることとなっております。競争原理を働かせて市民サービスの質を高めることも非常に大切であると思う一方で、以前私の一般質問で取り上げましたが、市の公共発注については地元企業を優先すべきということを申し上げましたが、やはり地元の雇用を守るという意味でも、地元の企業や団体を優先するように変える必要性を感じますが、その点に

ついて市の考えを伺います。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

先ほど議員のほうからもお話がございましたが、申請者の資格要件につきましては、むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則によりまして、「市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人等であること」としておりますので、基本的には地元の事業者ということになると理解をさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 基本的にはそうだとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、「市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人」という書き方であれば、誰でも対象になるという理解だと思っております。今後においては、この部分の条例の見直しを含めて持続可能な管理運営ができるような積極的な検討をお願いいたします。

次に、2項目めの県立高校改革についての1点目、下北地区統合校検討委員会の要望についてですが、11月27日に行われた要望では、風張教育長からは実際にどのような発言があったのか、まずこの点についてお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

風張教育長からは、令和7年度に設置する開設準備委員会で協議することとしている特色ある教育活動、部活動等に関する要望については、開設準備委員会につないでまいりたい、また開設準備委員会での検討事項以外の要望については、現在実施している青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果等も踏まえながら、県教育委員会で対応してまいりたいとご回答いただきました。

また、県教育委員会としても、統合校が地域の

こどもたちの可能性を広げる学校となるように着実に準備を進めてまいりたい、一緒に力を合わせて、ハード、ソフト面ともによい学校になるようにしたいという前向きなご発言をいただいております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） このむつ市検討委員会の努力もあって、県の教育委員会も以前と違って大分前向きに対応してくれているなというふうに感じております。

次に、これまでの説明で県は、令和7年度に開設準備委員会、令和8年度には開設準備室を設置する予定となっておりますが、県が主体的に検討される場の前倒しを市としてお願いしてきたというふうに認識しておりますが、その点についての進展はあったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

青森県教育委員会におきましては、令和7年度に設置する開設準備委員会での検討をさらに充実させるといった目的で、教育内容に関する事項等について意見交換を行います下北地区統合校教育内容等情報交換会を本年10月に既に設置されております。この情報交換会は、統合対象校の校長、各校のPTAの代表の方、学校教育や産業界の関係者等で構成されておまして、統合校検討委員会の委員の方も数名含まれております。こちらは、これまで2回開催されておまして、今年度中に意見を取りまとめて、開設準備委員会へ提出する予定というふうに伺っております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ただいまの答弁を聞きまして、来年度の開設準備委員会へしっかりつないでいけるような体制が構築されているようで、非常によ

かったなというふう感じております。

次に、学科編成についてであります。工業系は2学科ということで確定しておりましたが、総合学科については大湊高校の系列を基本とすることしか決まっていなかったものと認識しておりますが、この点についてはどのような議論がなされたのか。現時点で決まっていることがありましたら、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

第1回の本検討委員会におきまして、県教育委員会から青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画によると、総合学科の系列につきましては、現在の人文科学、自然科学、健康福祉、情報ビジネスを基本としつつ、開設準備委員会の意見を踏まえながら検討していくといった説明がございました。

本検討委員会においては、どの系列に絞るなどというような形での議論は行われませんで、どのようなことを学べるかという具体的な教育内容、科目の設定について深く議論がなされたというふうに認識してございます。この部分は、要望書においても生徒たちが望み、地域が必要とする学科とし、多様な教育環境、カリキュラムを整備することの項目の中で、地域特性を生かした科目及び今後求められる人材育成に必要な科目の設定や資格取得に有効な科目の維持、新設などという形で盛り込まれておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

次に、大湊高校の跡地の利活用についてありますが、以前の一般質問で大湊地区のまちづくりの位置づけも視野に入れながら検討いただきたいということで述べさせていただきましたが、そのときの答弁として、案件の一つとして検討してい

きたいというような答弁をいただいております。この点についてはどのような検討がなされたのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 委員の皆様からは、大学の誘致や部活動でのグラウンドの活動などに向けて検討したほうがよいのではないかとといったご意見が出されておりました。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、現在大湊高校とむつ工業高校については、障がいを持つ方を受け入れる設備などが整っていないものと認識をしております。この統合を機に、この地域に住む障がいを持つ子どもたちの進路選択は限られている現状を踏まえて、しっかり考えていただきたいというふうに思っておりますが、この点について統合校はどのように整備される予定であるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

校舎の設計に当たりましては、段差の解消やスロープの設置などのバリアフリー化について配慮するとともに、車椅子を使用される方への対応として、エレベーターが設置される予定であると青森県教育委員会から伺っております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 様々考慮されるということですが、この点についても引き続きしっかりと検討を重ねていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、2点目の今後の市や検討委員会の対応についてお聞きいたします。まず、教育長へお伺いいたします。今後ということで重要になってくる場所は、進路に与える影響であるというふうに認識しております。実際に保護者などからは、統合校について具体的なイメージがつかめないとい

った声も聞かれております。また、併せて中学生については体験入学などを通して進路を選択するというのがこれまでの流れであったと思いますが、基本的に校舎もまだなく、学科もまだ正式に確定していない状況を見ると、進路に与える影響はというのが非常に大きいものというふうに考えておりますが、この点について教育委員会としてはどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、学校における一般的な進路指導でございますが、青森県教育委員会から出されているキャリアパスポートというものを活用して、小学校、中学校、高等学校までの12年間をつないだ進路指導や職場体験学習、子どもと保護者、学級担任による三者面談、進路希望調査などを計画的に実施するなど様々な進路指導を実施しております。

また、統合校につきましては、進路指導ということでございますが、議員ご指摘のとおり、まだ確定された情報が少ないということで、学校も苦慮しているとは存じますが、今後も情報収集に努めて、生徒一人一人に合った適切な進路選択ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 現状統合校については、情報収集するしかできない段階だというふうに思いますが、今の中学校1年生が統合校の初の入学者になると思います。やはりそう考えると、進路に与える影響は非常に大きいものだというふうに感じております。特に学科編成の部分については、予定を前倒しして早期にでも確定させる必要性を強く感じます。このことについては市としても強く求めていくべきであるというふうに考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

令和9年度に開設される統合校に関しましては、学科に関しては既に確定されております。大学科が総合学科、そして工業科、小学科としても現行と極端に異なる学科ではなくて、現行3が2減ぜられるということとなっておりますので、そうしたことについて、これは周知の事実ですので、各学校はおっしゃるように、現在中1が対象学年となりますので、しっかり情報提供して、さらにそのカリキュラム、細かな学習の内容等に関して、子どもも分かり次第速やかに学校に提供して、子どもたち、そして保護者の方々が市の選択にしっかりした情報を基に臨めるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、市長にお伺いしたいと思います。来年度からの県が主体となる開設準備委員会には、市としてどのように向き合っていくのか、また今後の議論の総点はどのようなところがポイントとなっていくのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 令和7年度に設置が予定されております開設準備委員会におきましては、統合校の教育内容や部活動等に関する事項について協議するものでありますが、具体的には目指す人財像・学校像、特色ある教育活動、総合学科と工業科の連携、校名、これは案ということでございますけれども、あとは部活動、校訓、校章、校歌等について協議を行うことを想定していると伺っております。今後におきましては、このたびの要望書提出の際に、教育委員会、風張教育長の下に、むつ市と県教育委員会との意見交換の場を今後も設けていただきたいというふうにお願ひしておりますので、お互いの知恵を絞りながら、共に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） この点についても、進路に与える影響を最大限に考慮して、スケジュールありきではなくて、早く決められるものは早く決めるというようなスタンスで進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、この項目の最後となりますが、校舎の設計、建築工事についてであります。令和9年度の開校となると、実質あと2年程度で校舎が完成できるのかと少し心配なところがありますが、現状どの程度進んでいるのか、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 青森県教育委員会によりますと、新校舎の設計につきましては今年度中の完了を目指しており、作業を進めている状況であると伺っております。また、2校ある校舎のうち、管理・教室棟の改修に当たりましては、令和9年4月の開校に向けまして、これに係る継続費を現在開会中の青森県議会11月定例会に上程し、審議をいただいているところでございます。

このほか実習棟の改築、既存校舎の解体、外構の整備、第二体育館の改築解体についても順次進めていく予定であると伺っております。

なお、新校舎につきましては、本検討委員会からも要望がありましたオープンスペースが整備されるとともに、一部の教室に可動式の間仕切り、壁を設置いたしまして、用途に応じた部屋の大きさを変更できる設計とするなど、統合校で展開される学習内容に将来においても対応できるようになると伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 校舎建築は、県が主体的に行うことだとは思いますが、全国的に人手不足とい

うような現状を踏まえても、開校に影響が出ないように、市としても定期的に確認しながら進めていただきたいというふうに思っております。

次に、3項目めのおおもり10市大祭典についてであります。かなり市長から丁寧なご答弁をいただきましたので、再質問はいいかなというふうに思いましたけれども、せっかく考えてきましたので、質問させていただきます。

初めに、(2)のむつ市開催時の実績についてであります。2日間で13万人、そして飲食等の売上げが1,000万円程度ということでありましたが、市で行われていた他のイベントと比較して経済効果はどうであったのか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 本年10月19日、20日の2日間にわたり開催されましたむつグラマラスフェスティバル2024は、当市や周辺地域のうまいもののほか、他地域からの特別出展、またその他数多くのステージイベントが開催されておまして、大いに地域のにぎわいづくりに寄与したものと認識しておりますけれども、その来場者数は約1万5,000人でありまして、平成27年に当市で開催されましたおおもり10市大祭典が約13万人であったことを鑑みますと、もたらした経済効果は非常に大きなものがあつたと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ただいまの答弁を聞きましても、おおもり10市大祭典は比較対象外であるというようなことがよく分かりましたが、当市での経済効果を踏まえても、相応の効果があつたことが分かりまして、またこれだけ大盛況の中終わることについて、実際市長はどのように思っているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） おおもり10市大祭典がスター

トするきっかけになったことを先般青森県の市長会から伺いまして、震災復興ということが目的で平成24年から始まったと先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、このあおり10市大祭典を提案しましたのが当時のむつ市長でありました宮下宗一郎前市長であったということでございます。こういった経緯からも、これまで11回にわたりまして県内各市で開催されましたあおり10市大祭典は、ほぼ全ての市で来場数が10万人を超えておりまして、多かった市では20万人を超える来場者があったと伺っております。

多くの来場者があったことは、大変喜ばしく感じておりますし、今年私自身も黒石市で開催されましたあおり10市大祭典に参加をさせていただきましたけれども、ご当地の黒石市の高樋市長からも、挨拶の中で、こんなに継続してほしいという声があると、来年もやりたいと、そういう挨拶もございましたので、私自身も青森県市長会の会議の中では継続するよう提案しているところであります。

大変申し訳ありませんでした。当時の平成24年の市長、宮下順一郎元市長の提案でございました。大変失礼いたしました。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 宮下順一郎元市長が提案したというのは、私も初めて知りました。

すごく唐突な終了の発表でありましたが、そもそも今年度で終了ということはいつから決まっていたのか、また10市を一巡したという以外での終了とした理由は何であったのかお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 本年2月に青森県市長会から県内各市に宛てて、あおり10市大祭典の開催について、財源確保が難しいことから、令和7年度以降の開催について調整したい旨の通知があった

ところでございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 確かに財源の部分は大変な部分はあろうかと思いますが、それ以上に経済効果があったということは、これまでの実績が証明しているというふうに思っております。このようなことから、このあおり10市大祭典に代わる発展的な事業の検討が本当に必要ではないのかなというふうに考えておりますが、この点についてお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 思いは富岡直哉議員はじめ県民の皆さんと同じでございます。あおり10市大祭典に代わる発展的な事業、県内、県外こだわらず、10市をPRする取組は必要であると認識しております。

あおり10市大祭典のような広域的かつ大規模な事業の実施に当たりましては、各自治体間の意識共有が重要であると考えておりますので、関係機関等と連携を図りながら、今後の展望についても様々な場面で提案してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

最後に、今年度当市では、むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例が施行されました。これは、本当にいい条例だというふうに私も思っております。このあおり10市大祭典の終了で、当市の伝統文化を披露する場が1つ減ってしまったということを契機に、この条例の意義をさらに発揮させるべく市独自の新たな取組の検討も必要だと思っておりますが、最後にこの点について市長にお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 当市におきましては、田名部まつり、そして大湊ネブタ、川内、大畑、脇野沢

まつりなど長い歴史を有しまして、県内外に誇る伝統文化が数多くあると認識しております。地域の皆様の手によって受け継がれてきた伝統を絶やすことなく、また観光資源としても発信するべきものだと認識しておりますし、そのために今年度条例を制定したということをごさいましたけれども、今後もおおもり10市大祭典のような広域的かつ大規模な事業については、10市が連携して取り組んでいけるように私自身も市長会を通じて提案していきたいというふうに思いますし、当市としても先陣を切って、そういったことに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。このおおもり10市大祭典の発展的な復活もそうですが、先ほど申し上げたとおり、併せてむつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例についても、ぜひ進展させていただき、条例が果たす意義がしっかり発揮できるような取組を切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（富岡幸夫） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで暫時休憩いたします。

午後 零時07分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） こんにちは。魔の午後1番、久しぶりです。耐えてください。実は、昔教室にいたときも、5分ぐらい話すと、こどもたちは「眠い」、「眠くなる」と何人にも言われました。皆さんの責任ではありません。私の声の質とトーンがこうなので、ぜひ我慢をして聞いていただきたいと思います。

日本共産党、佐藤武です。むつ市議会第262回定例会、一般質問を行います。2項目3点について質問します。

1項目めのマイナ保険証についてですが、いよいよマイナ保険証の供用が12月2日から始まりました。しかしながら、マイナ保険証をめぐる問題は山積し、混乱が増していると言わざるを得ません。

最初に強調しておきたいのは、マイナ保険証がなくても、引き続き今の保険証と資格確認書で医療を受けることができるということです。あわせて、慌ててマイナ保険証を作る必要もないということを確認しておきたいと思います。また、今ある保険証を絶対に捨てないようにしていただきたいと思っています。

マイナ保険証をめぐるのは、別人の情報が登録されるなど、トラブルが多発しています。医療機関では、いまだにトラブルが続いています。全国保険医団体連合会が10月に発表したアンケート調査では、今年5月以降、7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格に関するトラブルが発生しています。その対応では、持ち合わせていた保険証で資格確認したというのが8割でした。それでも政府は、保険証廃止に固執し、トラブル対策として新たな資格確認方法を追加しました。その結果、受診の際、マイナ保険証と文書で4種類の受診方法が混在することになり、資格確認方法が9種類も存在することになりました。国民の不安、

不信が増し、医療現場への負担と大混乱は必至だと思います。患者が10割負担を求められるリスクも高まってくることとなります。

協会けんぽなどは、被用者保険の加入者に、資格情報のお知らせがマイナ保険証を持つ人だけでなく、マイナ保険証を持たない人も含めて全員に送られるという混乱ぶりです。最大のトラブル回避策は、現行の保険証を存続させることです。マイナ保険証を解除できることも周知すべきだと思っています。

政府は10月末、保険証廃止反対の世論を前に、マイナ保険証がなくても医療が受けられますとの政府広報を新聞各紙に掲載したり、ネットで広告を出したりして、マイナ保険証がない人には資格確認書を送付するとしました。しかし、乳幼児や高齢者、障がい者など、デジタル弱者に対する配慮がなく、置き去りにされており、特別養護老人ホームなどでは入居者のマイナンバーカードを預かるわけですけれども、安全に管理できるかどうか不安だと答えている施設が大多数です。今までは、本人が申請しなくても保険証が届きましたが、今後は保険証が届きません。マイナンバーカードの更新が10年です。マイナ保険証を含めた電子証明の更新が5年であり、更新し忘れたら保険証がない状態になりかねない。ここは、細心の注意が必要です。

以上を踏まえて、1点目として、本格実施となったマイナ保険証について、今後の課題をどのように捉えているかお伺いします。

2点目として、マイナ保険証の利用率とそれに対する見解についてお伺いします。

2項目めは、国民健康保険税の猶予・減免について質問します。非正規労働者やフリーランス、個人事業主などが加入する国民健康保険税が値上げされ、高過ぎて払えない、負担が重過ぎるなど、全国で悲鳴の声が上がっています。国民健康保険

は、国民皆保険制度の大きな柱ですが、高過ぎて払えない事態が相次いでいます。物価高騰が止まらず、賃金も上がらない中、全国商工団体連合会には国保税が払えないなどの相談が相次いでいます。

国民健康保険は、加入者の8割近くを無業者や非正規雇用者などが占めています。国保の負担増で暮らしが大変になった要因の一つが2018年の都道府県単位化で、財政運営が市町村から都道府県に移行する中で、収納率の向上を目指す市町村の動きがあるからです。自治体によっては、滞納期間が1年未満でも強引な財産調査を行い、預金や生命保険、給与などを差し押さえ、公売等の滞納処分を実施しているところもあります。

全国商工団体連合会への相談の中には、国保税徴収の時効になる5年を前に、約65万円を差し押さえられ、キャッシングの借入れをしたという事業主の事例もあります。支払える能力を超えるほど国保料が上がっている一方で、滞納者の実態を考慮せず、とにかく納めるように迫る。納め切れない人はどんどん苦しめられていく。例えば鬱病で仕事を休みがちになり分納を求めたが、保険証の返還を求められ病院に行けないとか、膠原病で病院にかかり、10割負担でお金がなくなってしまうとか、病院に行きたいが、役所からお金を払えと言われ、母子家庭なので、差し押さえられたら生活ができなくなるなど、受診もできず、生活すら困難に陥るケースもあります。

むつ市の例として、国保税が高くて10年以上分納や延納で何とかやっと納め続けてきたと。生活も食費まで切り詰め、テレビの液晶にひびが入ったけれども、十数万円かかるということで直すこともできず、洗濯機は度々不具合が起きるが買い換えられない、そういう生活をしている。昨年まで減免制度を知らず、今年減免制度があることを知って窓口相談に行ったら、病気や失業、倒産

ではないので、減免対象にならないと相談にさえ乗ってもらえませんでした。

2回目に窓口で相談に行ったときは、昨年比で30%以上収入が減っていないと減免対象にならないと言われたので、去年の青色申告書と今年の10月までの所得を計算して窓口に行きました。そこで終わらない。

3回目は、申請する前に調査をしなければ申請できないと言われ、訪問して財産調査を受け入れた結果、一昨年から昨年で30%以上の減収があると。昨年から今年10月までを見ても、30%以上減収ということで、2年間で所得が半分になっていることが分かりました。

さらに、本人が市役所に出向いて話し合える健康状態ではないと家族が話していたにもかかわらず、本人の意思確認をしたいので、市役所に来るようにと電話で言われるとのことでした。

市民の中で、この4つの段階までできる人はどれだけいるのでしょうか。生活に困っていても、恐らく心身ともに疲れ果てて、途中で断念してしまうのではないのでしょうか。

全国で高額な国保税が国民の医療を受ける権利を奪っています。医療を受ける権利は、社会保障として当然であり、国保税の引下げと減免制度を拡充することが求められていると思います。

そこで、国民健康保険税の猶予・減免制度の主旨及び市としてどのように制度の広報をしているのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証についてのご質問の1点目、本格実施となったマイナ保険証についての課題は何かについてお答えいたします。令和6年12月2日か

ら保険証の新規発行は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。本格実施となり、昨日まで3日たちましたが、今のところ医療機関におけるトラブルなど、課題となるような報告はない状況であります。これは、発行済みの保険証で受診されている方が多いことが背景にあるのではないかと考えております。

その一方で、市の国民健康保険の窓口におきましては、12月2日以降新たに国民健康保険に加入する方に対しましてマイナ保険証の所持について確認し、その方の所持状況に応じて資格確認書の交付対象となるかの判別を行い、資格確認書の受診方法やマイナ保険証に関する説明を行うなど、一時的に事務負担が増えている状況にあります。

次に、ご質問の2点目及び国民健康保険税の猶予・減免についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） マイナ保険証についてのご質問の2点目、マイナ保険証の利用率とそれに対する市の見解についてお答えいたします。

令和6年9月分の当市の利用率は、国民健康保険では17.68%、後期高齢者医療保険では9.78%となっております。社会保険などを含めた全医療保険の利用率と比較しますと、青森県は12.40%、全国は13.87%となっており、国民健康保険では県及び全国の利用率を上回る状況となっておりますが、後期高齢者医療保険では県及び全国の利用率を下回っております。これは、要介護者などのお一人での受診が難しい後期高齢者医療保険の方にはマイナ保険証での受診が困難な場合があることが利用率が伸びない要因の一つになっているものと考えております。

今後におきましては、今お持ちの保険証の最長の有効期限であります令和7年7月31日以降、受

診の際のトラブルが発生することなく、被保険者の皆様がマイナ保険証を、または資格確認書のいずれかにより安心して受診できるよう、引き続き周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 次に、国民健康保険税の猶予・減免についてのご質問、猶予・減免制度の主旨及び広報についてお答えいたします。

納税の猶予は、病気や災害、事業不振等の理由があり、納期限内に市税の完納が困難な場合、延納や分納を行うものであります。また、減免は前年の収入金額を基に適正に課税しているものですが、病気や倒産など特別な事情により所得や資産が減少したとき、医療費が激増したとき、災害により財産を失ったとき等の理由で生活困窮に陥ったもの、または担税能力が乏しくなったものであって、徴収の猶予や納期限の延長によっても納付が困難な方に対する制度で、原則として申請が必要となります。申請書を提出していただいてから世帯の収入状況や資産の状況等について調査を行い、審査を経て減免の可否を決定いたします。

また、広報につきましては、市のホームページの「暮らし・手続き」の「税金について」「国民健康保険税」の中で減免について掲載しておりますほか、広報むつでも周知を行っております。その他毎年6月に発送される納税通知書にも減免制度について記載をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 今日の質問前に、声が小さいと言われましたので、声はもともと大きいのですけれども、あまりふだん大きい声を出さず習慣がないので、今日は少し離れて大きい声で話をしたいと思います。

1項目めですけれども、本格実施となって、特

にトラブルがないということは大変いいことだと思っています。トラブルがあると、やはり大変ですし、本人の不利益にもなりますので、こういうことが今後もないようにぜひお願いしたいと思っています。恐らく全国的な傾向としても、マイナ保険証を使う人よりも、今持っている保険証を使って受診する人が多いという報道がありますので、恐らくそういうことも、市長がおっしゃったように影響しているのではないかなというふうに思っています。

利用率については、まだまだ低いわけですが、全国的にも全県的にも、市としても。市は全国より少し、4%くらいですか、高いのですけれども、それでもまだまだ低いということは、やはりメリットよりもデメリットのほうを国民は考えているのではないかというふうに思っています。必要性を感じていないという人も恐らく多いと思っていますので、その表れではないかと思えます。

これまで政府は、システムとかポイントの付与とか、医療機関への補助とかで、総額約3兆円ぐらいかけてきたというふうに言われています。その結果、この利用率ですから、全国的に見ても、10月現在で全国的には15.67%ですか、これが実態だというふうに思っています。

そこで、再質問に移りますが、まとめて再質問したいと思えます。短期保険証を今お持ちの方がいらっしゃると思うのですけれども、その取扱いについてはどうなるのか。12月2日前に発行されている方については、次の発行がどうなるのか。12月2日以降に従来の短期保険証発行対象になる方についてはどうなるのかをお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

短期保険証の方につきましては、11月1日の短期保険証更新時に通常証の方と同じ期限となります。令和7年7月31日までの保険証が発行されてお

ります。また、12月2日以降、制度上、短期保険証は廃止となってございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 短期保険証の方もしっかりと受診ができるということなので、ひとまず安心しています。12月2日以降は廃止になりますという答弁でしたけれども、その場合でも資格確認書は恐らく発行されるものと思っておりますが、違ったら後でお答えください。

次ですが、その他の事由で来年の7月31日までに国保に加入する人が出てくると思います。その場合、資格確認書の発行になるのかどうかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

事由を問わず、マイナ保険証の利用登録されている方には、資格情報のお知らせ、そしてまた利用登録をされていない方は資格確認書が発行されます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） そうすると、漏れる人がいないということで安心しました。

マイナ保険証の人は、そのまま多分手続をすればいいと思うのですが、保険者が替わることになるので、その場合でも資格確認書はその場で発行されるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 資格が変わりますと、その保険者からの発行ということになります。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） マイナ保険証の解除は、当初国は10月から予定しておりましたけれども、それがずるずると後ろにずれ込んでいっているのですが、今マイナ保険証の解除は受け付けているのか

どうか、そして手続はどうすればよいのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

現在登録解除を行っておりまして、各保険者でお手続をいただくことになっております。国民健康保険では10月から、そして後期高齢者医療保険では11月から受付を開始しております。登録解除するためには、解除申請書の提出が必要となっております。免許証やマイナンバーカード、保険証など、ご本人が確認できるものをお持ちいただき、国保年金課または各庁舎の窓口でお手続をくださるようお願いしております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市民課のところには様々な保険者の方が、例えば解除する場合に来られると思うのです。それぞれの保険者によって仕組みが違ってくると思うので、国保と後期高齢者のことについてだけちょっとお伺いしたいと思うのですが、もしも解除した場合に、すぐに資格確認書が発行されるのかどうか、確かめておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

解除した場合には、市役所の中で連携を取りまして、直ちに資格確認書とかを交付するように体制を整えてまいります。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 受け付ける課と担当する課が、国保年金課になると思うのですが、そこをすぐに情報が共有できるようにしていただきたい。そうしないと、タイムラグが生じて、医療機関を受けたいけれども、証明するものがないということになると困りますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、解除の手續の方法を、周知を徹底してほしいのですが、これ国との関係もあるので、大々的に宣伝するというわけにはいかないと思うのですけれども、市民に分かりやすく方法を周知していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

市のホームページや窓口でのお手續の際にも、解除申請を含めたマイナ保険証に関する周知をしっかりと図ってまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） ぜひそこは受診が必ずできるということが一番基本にして進めていただきたいというふうに思います。

次ですが、マイナ保険証の解除をしないで、マイナンバーカードを返納した場合、保険証はどうなるのか。また、その場合にタイムラグというのは発生しないのか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） マイナンバーカードを返納するという事は、マイナ保険証を利用できないこととなりますので、マイナ保険証として利用しない場合は、特段解除申請をしていただく必要はございませんが、保険証とのひもづけはされたままとなります。マイナンバーカードの返納は、市民課や各庁舎窓口での返納手續後、マイナンバーカードを管理するシステムに登録し、各保険者に情報連携され、その後申請いただくことなく資格確認書が交付されることとなっております。

なお、返納情報の連携は、即日ではありませんことから、資格確認書がお手元に届くまで日数がかかることが予想されます。しかしながら、当市におきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の方がマイナンバーカードの返納手續をされた場合は、窓口間の連携を図り、有効な保険証

をお持ちでない方には資格確認書の即日交付に努めることといたしております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 他の保険者の場合は、市がこうしろ、ああしろとは言えないので、そこは仕方がない部分かなと思っています。この市議会で話題にすることではないと思っているので。

市が保険者になっている国民健康保険と後期高齢者医療保険、これについては即日交付に努めるということですので、ぜひお願いしたいと思えます。

協会けんぽや組合健保加入者が返納手續にきた場合でも、今部長から答弁ありましたけれども、保険者への手續をしっかりと行っていただきたいとこの場でお願ひしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、2項目めに移ります。国民健康保険税の猶予と減免についてですが、なかなかこれ、猶予とか延長とかというのは、それなりに数があると思うのですが、減免制度を利用される方というのは、それほど多くないのではないかというふうに思っています。これらについてもぜひ皆さんにも、窓口に来られた場合は、この後の再質問でも触れますけれども、丁寧に対応していただければなと思えます。

そこで再質問ですが、納税の猶予や減免は、前年の収入金額などを基にするということですが、個々の事情によって当該年度に急激な所得等の減少が起きるということも考えられますが、その場合も対象になるのですか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

個々の事情はそれぞれ異なりますので、まずは原因や状況を聞きまして、なぜ納税が困難なのかを把握することが大切だと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番(佐藤 武) 今の部長の答弁にありましたように、個々の事情があるので、十分それぞれの事情を考えて、まずは相談に乗るように、丁寧に寄り添って対応していただきたいと思っています。

次ですが、収入と所得では個人事業主の場合、社会情勢によって大きな開きが出てくる可能性があります。その場合、どちらを優先するのか、あるいは減額幅の大きいほうを主に参考にするのかお伺いします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

個人事業主の場合ですと、売上金、いわゆる収入が減ったものなのか、物価高騰等により経費が多くなり所得が減ったのかなど、そのケースによって異なりますので、なぜ収入が減ったのか、なぜ経費が増えたのかなど、原因を聞くことが大切だと考えております。

○議長(富岡幸夫) 3番。

○3番(佐藤 武) 全くそのとおりだと思います。市民が安定的に納税ができるようにすることが大事な一面だと思っています。税務のほうとしては、当然それを目指していると思うのですが、長期的に生活を安定させることを中心に相談することによって納税義務を果たすことができると、安定的な納税ができるというふうにつながりますので、今の答弁にありましたように、どういう原因で減収になったのかというところを、それぞれの個々の事情を十分勘案して、相談に乗ったり、あるいは申請に向かって相談に乗っていただきたいと思っています。

減免制度を受けるには、申請が必要です。日本は申請主義ですから。申請書を提出してから、世帯の収入状況や資産状況等について調査を行うこととしていますが、どのように調査するのか、申請の手順はどうなっているのかお伺いします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

減免審査の手順についてお答えいたします。申請内容の審査に当たりましては、国民健康保険税減免申請書を提出していただき、その際内容を確認するために必要な書類を添付していただきます。必要な書類とは、公的扶助を受けている場合は当該期間の証明書、医療費の支出増による場合は医療機関の診断書または領収書、学生の場合は在学証明書、災害による場合は災害の事実を証明する書類、その他収入が大きく減った場合は必要に応じて関係書類を提出していただくこととなります。

申請を受け付けた際には、速やかに申請内容を審査しなければならないため、収入状況、資産状況、生活状況、保険会社等から補填される金額の有無に留意の上、相談等を行うものとしております。

○議長(富岡幸夫) 3番。

○3番(佐藤 武) 大変分かりやすい説明でしたが、ホームページに載っている手順そのままだと認識しています。ところが、私が今回挙げた例は、申請書を提出する前なのです。その前に原因がはっきりしているもの、失業とか倒産とか様々あります、災害とかあります。これは、はっきりしていますからいいのですけれども、いいのですけれどもというの、言い方はあれですが、割合明確な基準があると思います。ところが、今回私が例を出したのは、これだけ4段階踏もうとしているのに、申請に行っていないのです。今の財務部長の答弁だと、申請書を提出してからその状況を把握すると。もちろん通帳を見ると。いろいろな書類関係ありますけれども、これをやると。状況によっては、恐らく財務調査、家のこととか、どんな車を持っているとか、華美なものがないかとかという調査を行うと思うのですけれども、今

回これが先になっているのです。これだと、やはり市民は相談の窓口に行きづらい、行けない。だから、壇上で話をしましたけれども、くじけます。申請まで行って、「あなたはこれこれこういう理由だから該当しません」という丁寧な説明があればいいのですけれども、その前に相談に行きました、「あなたははっきりした原因ではありません」。次に相談に行きました、「30%落ちていません」。次に持っていったときに、「では財産調査します」。家庭に財産調査に行きました。家族が窓口に行ったので、本人が体調が悪いにもかかわらず「本人が市役所に来てください」ということが行われているので、今の説明と矛盾していると思うのです、私は。ここをよく考えていただきたい。今ここでは詳しくは、そこまでしか言いませんけれども、ぜひそこを考えていただきたいと思います。

申請の手順については分かりました、ありがとうございます。

あと、私条例と要綱を見たのですけれども、訪問調査、財産調査、これについての規定は特になのですが、これは必ず実施するものですか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市税の減免の取扱い及び事務に関する要綱第12条で「減免の調査は、減免の要否及び減免割合を判断する為の重要事項であることから、慎重に行うもの」とされておりまして、家族構成の状況、他者からの扶助の状況、収入・所得の状況、資産の状況、現在の生活状況等を調査することとされておりまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、財産調査というのは書類で明確に提出された、窓口に出されたもので明確に

ならなかった部分、それを実際にご家庭に訪問をして、さらに調査をするということですよ。それは分かります。担税力があるかどうかというのは確かめなければいけませんから、それは当然のことだと思っておりますが、その順序が入れ替わっている、先ほど言いましたけれども、ここにどうも私は引っかかるのです。申請前に、申請書類提出前にそれがやられていると。これはちょっと繰り返しになりますけれども、考えていただきたいと思います。

次に移ります。病気や失業、倒産後は実態が分かりやすいが、収入所得等や資産の現状についてのある程度の目安は市としては設けているのですか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

前年の収入所得と当該年度の同時期で比較をし、どの程度収入所得が減少したかを目安にしております。例えば退職、失業、廃業、その他の理由によりまして、当該年度の見積り収入所得が皆無となり、または激減し、納税が困難であると認められるものの減少割合が8割以上の場合は10割、減少割合が5割以上8割未満の場合は5割、減少割合が3割以上5割未満の場合は3割を減免するとしております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） こちらは大体基準がほぼはっきりしていると思うので、それに沿って行われるものだと考えています。それでも恐らく個々の事情によって変わってくる部分も多少あるのかなというふうには思っています。

次に、窓口で相談に行ったら、病気や失業、倒産ではないので、減免対象にならないと相談に乗ってもらえなかったということをお申し上げしましたが、このことについて適切だと考えるのかどうかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

減免の相談につきましては、様々なケース、事情がございますので、一人一人に対しまして、丁寧に対応すべきものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） それぞれの個々の事情に応じてしっかり事情を聞いて、それからどうするかということは考えると。やはりここが大事だと思うのです、しっかり聞くと、相談に乗ると。それで、手順を踏んでいったら自分が対象になるとかならないとかということをしっかり説明すれば、相談に行った方もそんなに悪い気はしないと思うのです。そこをやっぱりしっかりと受け止めて、手順を踏んで相談に乗っていただきたい。繰り返しお願いしたいと思います。

例でも言いましたけれども、国保より額が少ない国民年金を払えないという人、これ全国にいるのですけれども、督促と差押えの通知が来る。これは、もう基準がかなりはっきりしているのですか、はっきり基準が示されているので、なかなかここは難しいところなのですけれども。難しいというのは、何とか猶予してくれとか、そういうのは難しいところなのですよね、年金のほうは。そこはよく分かっているのですが。納税の意思があって仕事も続けていきたい人が借入れをして税金を払ったと、先ほど言いました全国に例がありましたけれども、こういう税金の納め方というのはどのようにお考えですか、適切だと思われませんか、伺いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

制度といたしまして、徴収猶予等の制度がございますので、納付が困難な場合につきましては、まずはご相談をしていただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 例でも述べましたけれども、昨年、心因性の病気で長く体調不良で仕事ができなかった期間があった、それで減収になった、今年も仕事が思うようにできていないと。こういう人に書類審査、訪問調査、財産調査をした上に、本人に個別面談したいというのは、体調不良の方にとっては過剰な対応ではないかなというふうに私は思っています。精神的負担をかけないほかの方法が考えられるはずだと思います。例えばですけども、電話で本人の意思を確認するとかということもできるわけですから。なるべく納税していただくためにも、そこは丁寧に納税者に対応するということが大事だと思っています。

また、公務員というのは法令に基づいて市民の権利を制限することや様々な強制力が与えられている、権力の末端にいるという自覚が必要だと思っています。市民に過度の圧力をかけることや、市民が萎縮するような対応は避けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

減免につきましては、内容の詳細を確認した上で、慎重かつ正しい判断が求められるものと認識をしております。また、減免の相談につきましては、それぞれ状況が異なりますので、一人一人に対し、丁寧に適切な対応が必要と考えております。市民の皆様には、真摯な傾聴と丁寧な説明に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） それぞれに丁寧に適切な相談をしていくという答弁でしたので、寄り添うという言葉が適切かどうかは分からないのですけれども、ぜひそういう気持ちを忘れずに、公務員としての仕事を十分果たしていただきたいというふうに思っています。これは、今お答えいただいた部

課だけではなくて、ほかのところでも、窓口でも同じだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

こう言いながら、私労働組合に三十数年関わってきているので、働いている人たちの環境というのはすごく気になっているのです。ですから、ここで終わると、何か窓口の人とか市の職員に圧力をかけているのではないかというふうに思われがちですけども、私は今市の職員は国からのデジタル化の要請、あるいは市民からの苦情、人員不足、仕事量の増加等で非常に大変だと思っています。恐らく残業時間もかなりあると思っています。そういうことを十分承知した上で、ぜひ市民への公務員としての役割を果たしていただきたい、公務員は市民に奉仕するという原則を忘れてはいけないのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤広政議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。12番佐藤広政議員。

（12番 佐藤広政議員登壇）

○12番（佐藤広政） こんにちは。市誠クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第262回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきま

す。理事者の皆様には、前向きなご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

先日各議員から綱引大会に参加したお話をいただきました。何を隠そう綱引協会会長である私佐藤広政が皆様にお礼を申し上げたいと思います。本当にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、5項目5点質問させていただきます。

1項目めは、トップセールスについてお伺いさせていただきます。先日市長自らロサンゼルスに赴き、トップセールスによる物産品の販売拡大、企業誘致、イベント誘致など期待されることが多く、今後も精力的に行っていただきたいと思っておりますが、そこでお尋ねいたします。トップセールスに対する市長の所感についてお伺いいたします。

続きまして2項目めは、これからの分煙施策についてお伺いいたします。本年1月18日付で総務省から青森県に対して、令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について事務連絡が来ており、本市においても県を通じて連絡が来ていることと思います。分煙施設整備は、喫煙者と非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出及び地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資することから、公共施設だけではなく、民間事業者の屋外または屋内の分煙施設の整備に対する取組が必要と考えます。

その中の屋外分煙施設等の設備の促進については、健康増進法において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前、商店街、公園などの場所における公共または民間の屋外や屋内の分煙施設の設備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整

備を図るため、地方たばこ税の活用を含め必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組んでいただきたいという通知を受けての対応についてお伺いいたします。

市では、民間事業者による分煙施設整備の推進について、どのように取り組んできたのかお伺いいたします。

続きまして、3項目め、低所得者に対する物価高騰支援についてお伺いいたします。物価が大幅に上がっており、家計に影響が出ている家庭も多いと思われます。特に収入が少ない家庭にとって大きな問題でもあります。国が非課税世帯に3万円、子ども1人に対して2万円の上乗せを検討しておりますが、支援が早急に必要なのではないかと思っております。

様々なものが値上がりし、特に主食である米が高騰しているが、市としてどのような支援を考えているのかお伺いいたします。

続きまして、4項目めですが、宅配ボックスの設置助成についてお伺いいたします。宅配の再配達を抑制することにより、二酸化炭素の排出削減に伴う環境負荷の軽減及び物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容の促進が期待されております。そのほか新型コロナ禍の影響もあり、最近急激に宅配ボックスの需要が高まっております。自宅で配達物を受け取る方を狙った宅配業者を装った強盗被害が多発しているという事例もあり、宅配ボックスがあれば、対面での受け取りを避けることができるのが最大のメリットであります。不在時はもちろんですが、在宅時でもこどもの世話で手が離せないときなど、とても利便性があるものではないかと思っております。設置の助成について、国、県等の補助金の状況及び単独で助成している自治体はあるのか、また市では導入を考えているのかお伺いいたします。

続きまして、5項目めですが、教育行政につい

てお伺いいたします。先日むつ市子ども議会「中学生チームミーティング」が行われました。今までとは違った形で執り行われ、大変すばらしいものであったと思います。これを機にもっと拡張して、議場を使って子どもたちが今思うことを質問、提案してもらい、それに市長をはじめとする理事者の皆様に答弁していただくような議会形式で行うことは考えていないのか、お伺いいたします。

以上、5項目を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、トップセールスについてのご質問、トップセールスに対する所感についてお答えいたします。トップセールスの一番の効果は、私自ら相手方の経済団体や企業、さらには自治体のトップの方とフェイス・ツー・フェイスでお互いのこれまでのストーリーやこれからのビジョンを語り合い、価値観をすり合わせることで、担当者同士のセールスやオンラインでの商談と比べ、より深く信頼関係を構築し、より強く攻め込むセールスを行うことができる点であると考えております。

これまでも国内におきましては、首都圏での観光フェア等へ積極的に参加し、当市の魅力の発信や企業誘致の促進を目指し、今年度企業3社を訪問するなど様々な分野、場面におきましてトップセールスを展開しております。

また、海外でのトップセールスにつきましては、人口減少に伴い、地域内、国内市場が減少する中、人口や富裕層の増加が見込まれる海外マーケットからヒト・モノ・カネを獲得し、稼げる地域へ成長することを目指すべく、台湾やシンガポールにおいて実施してまいりました。さらに、本年10月には新たなチャレンジの場としてアメリカ第2の

都市であるカリフォルニア州ロサンゼルスターゲットにトップセールスを展開してきたところがあります。

ロサンゼルスにおけるトップセールスの取組内容といたしましては、日本貿易振興機構（JETRO）や日本政府観光局（JNTO）の現地事務所のご協力を得て、ロサンゼルスにあります外務省が対外情報発信拠点として設置したジャパン・ハウス・ロサンゼルスを会場に観光物産関係者を招き、食材や観光コンテンツの紹介と意見交換を実施したところ、海峡サーモンなど当市の食材に大変好評をいただき、販路拡大へのアドバイスを伺うことができたほか、観光面での情報交換も行うことができました。

また、在サンフランシスコ日本国総領事館やJETROサンフランシスコ事務所での意見交換、多数のスタートアップ企業やグローバル企業が集結するシリコンバレーの企業の視察、完全自動運転タクシー「Waymo」の乗車体験、スタンフォード大学やカリフォルニア州立大学イーストベイ校を訪問しての意見交換の実施など、今後の連携や地域の発展の可能性を探ってまいりました。

今回のロサンゼルスでの取組も含め、フェース・ツー・フェースとトップセールスの相乗効果を通じて得られた様々な知見は、私たちの販路拡大戦略や企業誘致において大きな成長につながる土台づくりになると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、そのほかにいただいたご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員の教育行政についてのご質問、こども議会の実施について伺うについてお答えいたします。

むつ市こども議会は、市内の小・中学生が議会での体験を通して市政と市議会の活動を理解するとともに、次代を担う市民としての自覚を深めることを目的として実施されております。内容も議会傍聴体験や、小・中学生の代表者であるこども議員が市長や理事者に対して市政についての質問や提言などを、市議会のご協力をいただき、議場をお借りして実際の議会に準じた流れで行う模擬議会のほか、今年度は中学生が共通のテーマを基に意見交換を行うチームミーティング等を実施してまいりました。

来年度のこども議会につきましては、小学生による議会傍聴体験と中学生こども議員による模擬議会形式での実施を検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 次に、これからの分煙施策についてのご質問、市では民間事業者による分煙施設整備の推進についてどのように取り組んできたのか伺うについてお答えいたします。

平成30年に改正された健康増進法におきましては、望まない受動喫煙が生じないように、国及び地方自治体は受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることとされております。

市では、受動喫煙防止対策を講じるなどの健康づくりに取り組んでいる事業所をすこやかサポート事業所として認定し、市内62事業所が職場での分煙対策の取組を推進しております。

また、事業者による屋内の分煙施設整備につきましては、厚生労働省が実施する受動喫煙防止対策助成金の制度について市のホームページでお知らせしているところでございます。

今後につきましても、事業者の皆様が受動喫煙対策に取り組むことができますよう、受動喫煙防止に関する情報発信に努めてまいりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 低所得者に対する物価高騰支援についてのご質問、様々なものが値上がりし、特に主食である米が高騰しているが、市としてどのような支援を考えているのかについてお答えいたします。

当市におきましては、物価高騰対策として、これまで全市民の皆様を対象として、燃料価格高騰の影響を緩和するための燃料券や市指定ごみ袋の配布事業を実施しているほか、低所得者を対象としたプレミアム付商品券の配布や物価高騰重点支援給付事業等の各種事業を実施してまいりました。

先般国では、国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策が示され、事業規模は39兆円程度となり、そのうち「日本経済・地方経済の成長」をはじめ「物価高の克服」につきましては、12.7兆円の事業規模となっております。詳細につきましては、まだ国から情報提供がございませんが、効果的な事業の洗い出しについて、既に全庁を挙げて取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 宅配ボックスの設置助成についてのご質問にお答えいたします。

まず、国、県等の補助金の状況であります。国におきましては、国土交通省の支援策として、公営住宅や改良住宅等の整備に関する自治体向けのほか、民間住宅向けとしてカーボンニュートラルの実現、子育てしやすい生活環境の整備、子育て世帯の防犯、安全性を確保するための支援等として宅配ボックスの設置に対する支援策があります。

また、青森県におきましては、補助金等の支援はございませんが、宅配ボックス設置のモニタリ

ングの実施や、宅配事業者と連携して再配達削減に関するPRイベントを開催しております。

次に、単独で助成している自治体につきましては、県内では八戸市及び平川市の2市が実施しており、八戸市は令和5年度に青森県物価高騰対策交付金を活用して実施しており、平川市は今年度単独事業で実施をしております。

当市におきましては、現在宅配ボックスの設置に対する補助は行っておりませんが、宅配便の再配達には運搬コストの上昇や地球温暖化の原因とされます温室効果ガスの排出に加え、労働力人口の減少が進む中、働き方改革による物流の2024年問題も加わりドライバー不足が生じておりますことから、再配達抑制に向けた取組が必要であると認識しております。

また、防犯対策として、安心して荷物を受け取れる仕組みも必要と考えますことから、調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは1項目めのトップセールスに対する市長の所感について再質問をさせていただきます。ご答弁の中にフェース・ツー・フェースで行う商談の重要性等々、顔を見て、膝を突き合わせることの重要性、政府機関との関係構築には大変効果があったのではないかと思います。そこで、市長自らのトップセールスによる知名度の向上につながる一定の広告効果はあると考えますが、その費用対効果はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

海外での取組を例としてご説明いたしますと、まず台湾におきましてはALPS処理水放出の風

評被害により影響を受けていた陸奥湾産ホタテガイの販路拡大等支援事業として、本年1月、高雄市においてトップセールスを展開いたしました。高雄市内の大型ショッピングモール高雄夢時代を会場として、ベビーホタテの振る舞いイベントを開催したところ、当初の想定をはるかに超える多くのお客様にご来場いただきまして、ベビーホタテガイ200キログラム1,800食を提供し、現地の皆様からは大変ご好評をいただきました。

市内事業者の高尾市内におけるホタテガイの取引量は、令和4年度では60トンであったところ、令和5年度には192トンと大幅に増加しており、これらの取組により需要が喚起されたものと認識しております。

また、この際に実施した高雄市政府への表敬訪問をきっかけに、今年16日、高雄市におきまして、高雄市、青森県、むつ市の3者による国際交流促進覚書を締結する運びとなっており、今後の経済交流に大いに期待しているところでございます。

シンガポールにおきましては、A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c t の取組の成果として商流が確立したことから、現地での新規取引件数が令和3年度には9件、令和4年度は6件、令和5年度は14件と継続的に生まれており、まさに販路が拡大している状況にございます。

ロサンゼルスでは、商談会を通じ、現地の専門家から様々なご意見をいただいたほか、多数のスタートアップ企業やグローバル企業が集結するシリコンバレーの企業の視察も行い、当市の地域特性を生かした企業誘致についてもご意見をいただきました。

成果といたしまして、早速新規取引が成立したほか、来年度のA o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c t にアメリカの大学生も参加する予定と伺っております。現地で構築

してまいりましたコネクションを生かし、今年また種が花を咲かせ実を結ぶよう、引き続き取り組んでまいります。

現地でお会いした皆様からは、市のトップが現地まで来てトップセールスを行うことで、市として売り込んでいくという本気度がとても伝わったとお声をいただいておりますことから、トップセールスの効果としては非常に大きな手応えを感じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

費用面につきましては、旅費等の負担はありますが、それを上回る大きな効果が得られておりますし、台湾高雄市及びアメリカ・ロサンゼルス市における現地でのプロモーション事業には、資源エネルギー庁の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業を活用しており、市の費用負担を最小限に抑えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。費用に関しましては、市の負担を最小限に抑えているということであり、A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c t が着実に成果を上げ、販路が拡大しているというご答弁でございました。

そこで、当市の物産品の中で海外市場で通用するもの、また今後海外市場にどのように展開していくのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

シンガポールにおきましては、A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c t の取組を通じ、ホタテなどの海産物、ワインやのむヨーグルト、ジャムなどの加工品などが好評であると伺っております。

また、台湾ではホタテが非常に好評でありましたし、ロサンゼルスではおにぎりがブームである

ことから、海峡サーモンやホタテの加工品など、おにぎりの具材としても活用できる商品に関心を持たれていました。

今後の海外市場への展開といたしましては、例えばロサンゼルスでの商談会におきまして、日本ではホタテのひもの部分も食材として使用するが、アメリカでは貝柱の部分だけが好まれるといったアドバイスをいただきました。国や地域によって好まれる調理方法や販売方法が異なりますことから、多様な販路を開拓し、商品のブラッシュアップや魅力的な商品開発、売れ筋商品の生産量拡大などを事業者へ呼びかけ、事業者間の取引増加につながるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。大変素晴らしい評価をいただいているのではないかなとは思いますが、しかしながら世界は広いわけですから。市長一人のトップセールスでセールスするには限りがあると思いますが、県との連携はもちろんのこと、広域連携によるトップセールスも有効ではないかと思いますが、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

青森県との連携につきましては、2021年度から市が単独で取り組んでおりましたAomori Global Advance Projectにつきまして、今年度から青森県も参画して実施しております。今後のさらなる事業効果向上を図るため、今年10日から県と市がシンガポールへ同時期に渡航し、関係機関の訪問やAomori Global Advance Project 2024の成果報告会を行う予定となっております。

また、同じく今年16日には台湾高雄市におきまして、高雄市、青森県、むつ市の3者による国際

交流促進覚書を締結することとなっております。広域連携につきましては、令和7年4月にしもきたツーリズムが発足することとなっております。観光や物産の面で地域に稼ぎをもたらす体制がより強化されます。

引き続き青森県との連携やむつ下北地域の広域連携を深めながら、効果的な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。青森県と一緒にやっていただけるといようなお話ではございましたが、むつ下北地域との連携をより深めて展開をしていただきたいと思います。

今年度も精力的に海外でトップセールスを行ってきたとは思いますが、今後どのような展開が期待されるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

先ほどと重複する部分もございますが、シンガポールにつきましては、今年10日から県と市が連携して渡航し、関係機関への訪問やAomori Global Advance Project 2024の成果報告会などを行う予定となっております。

また、台湾につきましては、今年16日に台湾高雄市において、高雄市、青森県、むつ市の3者による国際交流促進覚書を締結することとしており、今後経済分野のほか、多分野においてさらに交流を促進したいと考えております。

ロサンゼルスにつきましては、本年度は言わば種まきという位置づけで現地での多様なコネクションを構築してまいりました。来年度は、その種から芽吹いた芽を成長させるため、今年度の取組を継続、発展することで、さらなるむつ市の認知度の向上、特産品の取引件数やインバウンド観光

客、消費額の増加につながる事業を実施したいと考えております。

いずれの事業につきましても、むつ市が稼げる地域へ成長することを念頭に事業を展開してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。先ほどの答弁の中にありましたように、むつ市が稼げる地域へと成長すべく官民一体で取り組んでいただきたいのですが、それでは最後に海外におけるトップセールスの課題は何か、また人口5万人の市として、人的、財政的にも限りがあるとは思いますが、今後負担になっていくことはないのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） いかなる自治体におきましても、人的、財政的な限りはあります。当市といたしましては、限られた経営資源を有効に活用しまして最大の成果を得るため、シンガポール、台湾高雄市、アメリカ合衆国ロサンゼルス、3つのマーケットに焦点を絞りまして、事業者の皆様や外部の関係者と連携し、むつ市なりの事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また、A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c tに参加いたしましたシンガポール国立大学の卒業生が、素晴らしい自然、おいしい食べ物、温かい人、自分のふるさとなったむつ市に恩返しをしたいということで、市といたしましては、国の制度を活用しまして市内に移住してもらい、観光関係の活動を行ってもらう予定でございます。こういったこれまでの事業の新たな成果といたしまして、当市の海外事業における人材の確保にもつながるものと認識しております。

さらに、ロサンゼルスで訪問いたしました大学におきましても、A o m o r i G l o b a l

A d v a n c e P r o j e c tへの参加を来年度予定しているということでございますので、むつ市から海外に出向く取組から、海外から学生がやってくるまちになる取組に発展していきたいと思っておりますし、さらなる人材確保や事業の成果が見込まれるところであると認識しております。

財政面につきましては、先ほど産業政策部長からもありましたとおり、資源エネルギー庁の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業の活用など、引き続き財源の確保に努めながら取り組んでまいりますけれども、サンフランシスコ、ロサンゼルスに伺って一番言われて印象に残っていることを皆さんにお伝えしますと、挑戦しないものに成功なしと。小さなまちからやってきて、成功できないのではないかと、大きいまちからでないかと、都道府県でないといけないのではないかと、そう思っている自治体は成功しないと。今回外務省の海外の発信拠点のジャパン・ハウス・ロサンゼルスで、市町村でこういった事業をやったのはむつ市が全国でも初めてで、都道府県規模でそういった発信をしてきたことはあるというふうにジャパン・ハウスの館長さんから伺っております。

こうして挑戦しないことには成功もありませんし、オンラインやSNSでつながれる時代だからこそフェース・ツー・フェース、顔が見られる取り組み方で連携していきたい、これが今の世界的な流れなのかなというふうに思いますので、これからは財源に留意しながら、人的リソースにも留意しながら取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。本当に今市長のほうのご答弁でありましたように、フェース・ツー・フェースというのが希薄になっている状況の中で、あえてその形を取っていくことは大変大切なのではないかなと思います。

いずれにせよ大前提は、このむつ下北が稼げる

地域に発展していくのが重要となります。市の負担を小さくして、そして大きな成果が上がるよう、トップセールスとして市長にまだまだご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2項目めのこれからの分煙政策について再質問をさせていただきます。ご答弁いただいたものは、厚生労働省からのものがほとんどだと思います。それらを再質問させていただきます。総務省からの地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についての適用要件及び活用例についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

総務省の望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備、これにつきましては特別交付税措置が講じられるものでございまして、これまでは地方自治体が行う屋外の分煙施設の整備が対象となっておりました。本年4月から民間事業者が行う屋外の分煙施設整備に対する助成についても措置の対象に追加されております。

民間事業者が行う屋外分煙施設の整備の要件、これにつきましては、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすることなど、厚生労働省が定めます屋外分煙施設の技術的留意事項、これに沿って整備されること、かつ一般の方々に対しても無料で開放することとされております。

当市での活用事例はございませんけれども、総務省による活用例を見ますと、民間事業者によるどなたでも利用できる屋外分煙施設の設置に対する助成金制度の創設、あるいは観光地における環境美化のための分煙施設の設置などが挙げられております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。今回のこの総務省の場合は、公的施設だけではなく、民間事業者の屋内、屋外に設置施工した分煙施設にも助成制度が拡充されております。私的には、とても使いやすい制度ではないかなと思っておりますが、むつ市での活用例はなしということでしたが、非常に残念であります。望まない受動喫煙から守るためにも制度を積極的に活用すべきではないかなと思っております。

そこで、分煙施設に関して質問させていただきます。公園等でのこどもや保護者の受動喫煙防止のため、路上喫煙やたばこのポイ捨て防止、観光客が快適に過ごせる空間整備としての分煙施設の整備が必要ではないかと思っておりますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市有施設ですけれども、その用途に応じまして、敷地内禁煙または屋内禁煙による分煙対策を講じておるところでございます。当市には、日頃から多くの方々に混み合う場所、あるいは施設というのは少なく、また受動喫煙に対する理解の深まりや喫煙習慣がある方々のモラルの向上が図られているものと認識してございます。

一方で、インバウンドなどによる観光客の増加ですとか、各種イベントにおける一時的な来訪者の増加、これらの理由によって、たばこに関する苦情あるいは対応策を求める声が多くなった場合には、一定の受動喫煙対策が必要になるものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ご答弁の中にありますように、受動喫煙に対する理解の深まりは事実だと思います。また、喫煙者のモラルの向上も以前よりはしっかりと持ち合わせているのではないかなと思っております。ただ、各種イベ

ントやインバウンドでの来訪者の方々の増加で苦情等があったから対応するのではなく、この地域は様々な分野で、先ほどお話があったように稼げる地域を目指しておるわけですから、分煙施設は必要ではないかと思えます。

それでは、災害に備えての避難所、市庁舎も避難所にはなっておりますが、受動喫煙防止のために分煙施設は必要ではないかと思えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市の指定避難所ですけれども、その多くは学校施設、体育館、あるいは地区の公民館等でありまして、敷地内禁煙または屋内禁煙という喫煙に対する一定の制限は設けております。これらの施設が災害時の避難場所として利用される場合、とりわけ避難する期間が長期にわたる場合は、屋外の一定の場所を専用の喫煙スペースにするなど、喫煙習慣のある方に対する一定の配慮は必要になるものと認識しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。全面禁煙、そうすれば簡単なことであるとは思いますが、私としては結構乱暴な措置ではないかなと思っております。

望まない受動喫煙の防止については、地方たばこ税を積極的に活用し、屋内外の分煙施設等の整備推進を進めていくべきと考えます。本市自ら吸う人、吸わない人が共存できる環境づくりに努めていくべきと考えます。本市において、受動喫煙防止という考え方をベースとして検討すべきではないかと思えます。

そこで、再質問させていただきますが、安定的な財源確保に加え、望まない受動喫煙対策の推進がさらに必要と考えますが、市長のご見解をお伺

いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 当市は、平成27年1月にむつ市健康づくり宣言を行っておりまして、その中で禁煙による健康の保持、増進を唱えている経緯がございます。

たばこに関する見解を問われれば、私自身は第一義には、やはり禁煙であると考えておりますけれども、一方でたばこを否定するものではなく、法律に沿った分煙対策の中で、喫煙習慣がある方もない方も快適に生活できる環境の整備は必要であると認識しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。これは、私的な見解なのですが、喫煙者は悪でもありませんし、悪いことをしているわけでもありません。そして、禁煙と分煙を分けて考える必要があると思えます。

今までの答弁を聞かせていただくと、禁煙を推奨しているのに、分煙施設に関してはという消極的なような感じに受け取っております。分煙施設を設置することで禁煙を否定しているのではないと思えます。喫煙が生活習慣病の要因の一つであるという市長の答弁をいただきましたが、しかし喫煙は嗜好品であり、個人の考えに委ねられております。一定数の方がいるわけであり、財源に寄与しているわけです。決して私は喫煙を推奨しているわけではありませんが、望まない受動喫煙者の方たちを守るために分煙施設の設置を前向きに検討をお願いします。

また、民間の業者の皆さんへの分煙施設の設置に関する助成の情報もしっかりと発信をしていただきたいと思います。

禁煙に関しては、今まで以上に啓蒙活動を進めていただきたいのですが、安定財源の確保の観点からも、分煙施設の設置は非常に重要なものであ

ると考えます。これからも当市では大きなイベント等が開催されると思います。しっかりとした分煙施設の設置を考えていただきたいと思います。

続きまして、3項目めの低所得者に対する物価高騰支援についてであります。今回補正予算等で国での決定を待ってから詳細が分かると思いますが、そこで1つだけ再質問させていただきます。

生活扶助費は物価高騰に見合った分上がっているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

生活保護の基準につきましては、厚生労働大臣が定めることとされておりますけれども、このうち生活扶助の基準につきましては、一般国民の消費実態、これとの比較によりまして、5年に1度検証が行われております。直近では令和4年に検証が行われておまして、令和5年10月から生活扶助費の基準改定が実施されております。

ただし、この検証結果をそのまま反映することで、世帯構成によっては減額となる事例が見られたことや、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等による生活への影響を踏まえまして、令和5年度と令和6年度の2か年は臨時特例的な措置といたしまして、1名につき月額1,000円の特例加算が上乘せされております。

また、この1,000円の特例加算を行っても、なお改定前の基準額と比較して減額となる世帯がございますので、その世帯に関しては改定前の基準額を保障する措置が講じられておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ご答弁では見直しがされているようなのですが、昨今の物価の高騰に何か追いついていないのではないかなと感じております。国の施策を待っているのでは時間がかかるのではないかと感じております。

す。

これは要望なのですが、米不足は解消されたとは思いますが、物価高騰は継続しております。話では、米の高騰は高値でこのまま維持されるのではないかとと言われております。年末年始に向けて、何らかの緊急的な支援が必要なのではないかと思っておりますので、ぜひとも早急に支援のご検討をお願い申し上げます。

続きまして、宅配ボックスの設置助成についてであります。防犯、環境問題、働き方改革等々、様々な問題に関与することではありますが、前向きにご検討いただいて、できれば、要望ではございますが、まずは子育て政策の一環として子育て世帯が多く入居するアパートに助成してみるのも検討の一つではないかなと思っておりますので、よろしくお伺いを申し上げます。

続きまして、5項目めのこども議会について再質問をさせていただきます。来年度は中学生こども議会議員による模擬議会形式での実施を検討しているというご答弁をいただきました。今から大変楽しみにしております。

そこで、実施するに当たりの質問をさせていただきますが、選ばれた生徒だけではなく、議会も来年度には議会の映像配信する準備を整えておりますので、それを利用して、生徒全体で体験していただくというような考え方をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

実際の議会や中学生によるこども議会の様子をライブ配信で多くのこどもたちが視聴できるということは、単に市政について学ぶということだけではなく、自分たちを取り巻く様々な社会問題について自分事として捉えることにもつながります。したがって、来年度のこども議会の中でもライブ配信の効果的な活用を検討してまいります。

すので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

選ばれたこども、中学生議員の皆さんのみが体験するのではなく、多くの生徒さんに体験していただきたいと思いますので、ぜひ議会の映像発信機材を活用して実現をしていただきたいと思います。

そこで、こども議会を実施する上での課題は何かあるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） こども議会の実施に当たりましては、各学校ではこども議員への事前指導や発表資料の作成等、通常日課以外の部分でも大変なご苦勞をいただいております。また、議場の借用など、議会のご協力も必要であり、そのほかにも多くの方々の協力が必要となる場合があります。

したがって、今後も学校などが過度な負担とならないよう、また皆様からご協力いただけるような内容を十分吟味してまいりたいと考えております。

また、小・中学校への市政への関心を高めるには、こども議会で提案したことで何かが変わったという参画意識の実感を持つことも大切だと考えております。こども議会の運営については、様々な工夫をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ご答弁のほうにもありましたように、参画意識の実感はとても大切なことだと思います。それをもっと広げる意味も含めまして、市長にお伺いいたします。

議場を使い、高校生、そしてむつ市にいる大学

生にも広げて、様々な意見を提案していただくことを考えてみてはどうかと思うのですが、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 当市が若い世代の皆様にとりまして、将来にわたり住み続けたいまちであるためには、当市にお住まいの学生の皆様の様々なご意見を聞くことは大変重要であると考えております。その機会といたしまして、昨年度は市内高等教育機関であります2校の学生の皆様と私の対話事業でありますスマイル・トークリレー「FLAT」を実施しておりますし、今年度もこの後実施を予定しております。また、議会の皆様も青森大学の学生の皆様とご議論いただいたようでございますけれども、ご意見をいただく手段といたしまして、議会形式で実施することは、その体験を通して政治、地方行政に関心と理解を深めていただくだけではなく、自分たちが暮らす地域の課題解決に主体性を持って取り組む意識の醸成も期待できると考えてございます。

開催の方法といたしましては、青森県が実施しております高校生が県議会議員に対して政策提案を行うもののほか、他市では高校生議員の質問、提案等に市議会議員がお答えする形も取っている事例もあるようでございますので、開催に当たりましては、議員の皆様とともに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ぜひ実現に向けて現実的な議論をし、市議会も議長をはじめ協力していただけるのではないかと考えておりますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

そして、提案していただいたことは真摯に受け止め、実現することによっての参画意識を高める

ことができますようお願いを申し上げます。

る質問させていただきました。1月1日の能登半島地震から始まった今年でございますが、半島地震の対策を改めて考えるようになったのではないかと思います。ぜひ来年は皆さんが笑って過ごせる一年になっていただきたいと思います。

それでは、恒例によりまして、最後にこの言葉で一般質問を終わらせていただきます。「いいことも、悪いことも変わる。どんなつらい目に遭って、どん底だと思っても、それは続かない。だから、心配することはないの」、瀬戸内寂聴。ありがとうございます。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午後3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（富岡幸夫） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎浅利竹二郎議員

○議長（富岡幸夫） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） 本日最後の登壇でございます。富岡議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第262回定例会において一般質問を行いますので、市長、教育長並びに理事者各位におか

れては、積極かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

2024年、令和6年もいよいよ師走であります。年の瀬も押し迫った11月30日、22年間営業を続け、大湊で唯一生き残っていた喫茶店が幕を下ろしました。隊員が上陸後、バスを待つ合間の休憩場所として、また地域のお母さんたちが集い語り合った最後のコミュニケーションの場が消滅してしまいました。これも人口減少による地域経済の疲弊のしわ寄せが及ぼした時代の流れと諦めるしかありませんが、誠に寂しい限りであります。

さて、今年も何かと話題の多い年でありました。政治的には、何といたっても秋の衆議院解散総選挙で、政権政党の自民党が政治とカネの問題で国民のひんしゆくを買い、大敗を喫してしまったことでしょうか。自由民主党、公明党、国民民主党の妥協の上に成立した石破連立内閣、不安視されながらの船出ですが、正すべきは正し、日本国領土と国民の安全安心を守る自由民主党の矜持を新たにし、これからの国家運営に当たってもらいたいと切念するものであります。

今、日本は、アメリカのトランプ大統領誕生で、国内の政治情勢に関わりなく国際環境が大きく変化することは必至と見込まれ、特に日米安全保障条約への外圧も予想される等、日本のかじ取りが大いに懸念されます。このような社会情勢を認識の上、むつ市に関連した喫緊の課題2項目8点について質問を行います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、地域経済発展の起爆剤として期待される防衛産業の振興についてであります。来年早々の就任式を控え、アメリカの新政権発足関連のニュースが連日取り上げられています。マスコミの論評で一致していることは、押しなべて米軍駐留予算の増強等日本の防衛予算拡大に向けた要求は必至であるということでもあります。

以前から日米の双務性の一つの方向性として、自衛隊の役割拡大があると言われ続けております。特に北朝鮮の弾道ミサイル発射、中国の台湾、尖閣問題、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ問題等々世界情勢は混迷を極め、いつかはロシアの核弾頭搭載可能な大陸間弾道弾（ICBM）の発射騒ぎまで起きています。第3次世界大戦をほうふつとさせる現状を勘案すれば、総合的に推察して、常々アメリカから指摘されている日米安保ただ乗り論に拍車がかかることは間違いありません。

このような国内外情勢を踏まえ、次の4点につきお尋ねいたします。

1点目、トランプ政権誕生に伴い、日本の防衛関係予算をGDP比2%から3%へ拡大の要求を取り沙汰されております。そのことに関連して大湊基地の更なる整備拡張も期待されますが、これを地域経済発展の端緒と捉えることについて、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目、大湊基地では、現在、大型弾薬庫の新設及び芦崎湾内の浚渫、係留施設の改修等が計画されておりますが、1万トンドックを含む艦船修理施設の整備はどうなっているかお伺いします。

3点目、地域経済発展には人材確保が不可欠ですが、そのためには産官の連携が重要であることは論を俟たないところであります。現状はどうなっているかお伺いいたします。

4点目、今後の地域経済発展には、関係機関等との緊密な意思疎通を図らなければなりません。心していることは何かお伺いいたします。

以上、4点につきお尋ねいたします。

質問の第2は、デジタル教育についてであります。報道によれば、「デジタル教育で日本人がバカになる」という見出しに始まり、先進国スウェーデンの児童が学力低下を来し、今年から紙の教科書復活とありました。また、学力世界一を誇る

シンガポールでも、小学生時には紙と鉛筆を使った従来型の学習方法が必要との観点から、タブレット使用を制限する方向にあるとあります。さらに、東北大学の加齢医学研究所応用脳科学研究分野の川島教授は、スマホは脳の発達を止めてしまうと断言し、スマホやタブレットを使えば使うほどテストの成績が下がることが分かったと言っています。世界5か国調査でも、「紙のほうが集中できる」が92%という結果が出ているとも書かれております。

今、日本では、GIGAスクール構想で義務教育中のこども一人一人にタブレット端末が1台ずつ与えられることになっていますが、集中力を欠き、深い読み、自らが考え判断する能力が低下することがデジタル教育の弊害とすれば、若い世代が短絡的に安易に犯行に引きずり込まれるという混迷の社会現象もむべなるかなという思いに駆られるのであります。最近オーストラリアでは、16歳未満のSNS禁止法案が可決することになったことは、誠に英断と言えるでしょう。

このような状況を勘案し、次の4点につきお尋ねいたします。

1点目、デジタル教科書と紙の教科書について、現場ではどのように使用されているかお伺いします。

2点目、学校教育等の人格の形成期において、デジタル教育の使用による弊害について、どのように考えているかお伺いします。

3点目、紙の教科書への回帰が論じられていることに対するご所見をお伺いいたします。

4点目、教師のリテラシーはどのように確保しているのかお伺いいたします。

以上、2項目8点につき壇上からの質問といたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きした上で再質問等をさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 浅利議員のご質問にお答えいたします。

地域経済発展の起爆剤として期待される防衛産業の振興についてのご質問の1点目、トランプ政権誕生に伴い、日本の防衛関係予算をGDP比2%から3%へ拡大の要求が取り沙汰されていることに関連して大湊基地の更なる整備拡張も期待されるが、これを地域経済発展の端緒と捉えることについてお答えいたします。

令和4年12月、国は国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を策定し、令和5年度から令和9年度までの5年間の防衛費を総額で43兆円程度、令和9年度にはGDP比で2%に倍増するという方針を発表しております。これは、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で国民の命と平和な暮らしを守るために防衛力を抜本的に強化し、総合的な防衛体制を構築するために必要な措置だと認識しております。

今後、その方針に基づき、装備の充実とともに、自衛隊施設の強靱化が推進され、北方の要衝である大湊基地も同様に、既存施設の更新や災害対策等が進められることになり、このことは地域経済の発展に寄与するものと期待しております。

明治35年の旧海軍大湊水雷団の開庁以来、1世紀を超える歴史を共に歩んできた自衛隊のまちむつ市といたしましては、共存共栄の理念の下、防衛政策を支えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目から4点目までにつきましては、それぞれ副市長及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長(富岡幸夫) 教育長。

(阿部謙一教育長登壇)

○教育長(阿部謙一) 浅利議員のデジタル教育についてのご質問の1点目、デジタル教科書と紙の

教科書について、現場ではどのように使用されているのかについてお答えいたします。

児童・生徒が使用するデジタル教科書の使用方法につきましては、文部科学省より紙の教科書を基本としながら、学びを充実させるためにデジタル教科書を併用するという旨の通知が発出されており、市内の学校においても同様に、紙の教科書を基本としながら、一部デジタル教科書を併用して授業を行っております。

次に、ご質問の2点目、学校教育等の人格の形成期において、デジタル教育の使用による弊害について、どのように考えているかについてお答えいたします。議員ご指摘のように、デジタル機器の使用による読解力や漢字などの文字を書く能力の低下が懸念されているとの報道は把握しておりますが、先ほど申し述べましたように、当市の小・中学校ではデジタル機器及び教材を紙などのアナログ教材と併用して効果的に使用しており、小・中学生の94%の児童・生徒が「タブレット端末などのICT機器が学習に役立っている」と回答しているアンケート結果からも、当市のデジタル教育は学習の理解に役立っていると考えております。

次いで、ご質問の3点目、紙の教科書への回帰が論じられていることに対する所見はについてお答えいたします。教育委員会といたしましては、デジタル機器及び教材は学習方法、学習ツールの一つであり、授業を充実させるために目的を考えて適切かつ効果的に使用することが重要であるとと考えており、このことを学校訪問などの際に各学校に伝え、実践していただいております。

今後もデジタル教科書に依存するのではなく、現行どおり紙の教科書を基本とし、デジタル教科書を効果的に併用することで全ての児童・生徒の学びを保障し、可能性の最大限の伸長に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、教員のリテラシーはどのように確保しているのかについてお答えいたします。教育委員会では、教職員を対象とした研修会を開催し、デジタル機器の使用方法などのスキルアップを図っております。また、各学校では児童・生徒や保護者を対象とした情報モラル教室を開催し、知識や指導方法を向上させる機会を設定いたしております。

今後も紙の教科書や手書きの学習といった従来の学習を大事にしながら、適切かつ効果的なデジタル教育を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

（齋藤友彦副市長登壇）

○副市長（齋藤友彦） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域経済発展の起爆剤として期待される防衛産業の振興についてのご質問の3点目、産官の連携の現状についてであります。市といたしましては、下北地域における新たな産業興しや企業の技術力向上及び地域内の雇用創出を目的に下北地域内に事務所または事業所を有する企業、団体、またエネルギー関連企業などを構成員といたしました下北・むつ市企業連携協議会を平成21年11月25日に設立し、産官の連携強化を図っております。

本協議会では、これまで原子力関連事業への参入を目指し、地域内の人材育成や会員企業の技術力向上に努めてまいりました。令和6年度からは、新たに防衛関連事業への参入と企業誘致に向けた活動を加えることといたしまして、5月の総会時には海上自衛隊大湊地方総監部の経理部長をお招きし、「地元発注の現状と今後の動向について」と題し、ご講演いただくなど、会員企業に対しまして、防衛産業への理解促進を図っております。

今後におきましても、下北地域における働く場

の創出に向けて、官民一体となった活動を展開してまいります。

次に、ご質問の4点目、関係機関との緊密な意思疎通のために心がけていることは何かについてであります。市といたしましては、関係機関の皆様と定期的に意見を交わすことにより情報の共有を図るとともに、共通の目的やビジョンを設定することで関係機関が同じ方向を向いて活動を展開することが必要との認識を持っております。

今後におきましても、関係機関の皆様との緊密な意思疎通を図り、当市をはじめ下北地域全域の経済発展に資するよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 地域経済発展の起爆剤として期待される防衛産業の振興についてのご質問の2点目、1万トンドックを含む艦船修理施設の整備はどうなっているかについてお答えいたします。

艦船修理施設とは、艦船の修理に関係する入渠設備、いわゆるドックのほか、各種工場のことでありますが、これらの整備に関して把握している範囲で申し上げますと、大湊造修補給所が保有する大湊ドックにおいて、現在床面及び側壁等の改修が行われていると伺っております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入ります。

質問の第1、地域経済発展の起爆剤として期待される防衛産業の振興についてからの再質問です。1点目、今むつ市における防衛関連予算、交付金等の規模は幾らか。また、大湊地方総監部が執行する人件費を含めた総額は幾らかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

令和5年度における特定防衛施設周辺整備調整交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金等の交付総額は、4億8,060万7,000円となっております。また、令和5年度決算における大湊地方総監部の執行額は93億円で、これに防衛省本省が支出している大湊地区で勤務する隊員の人件費約162億円を合計いたしますと、約255億円になると伺っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今ご答弁いただきましたお金の中で艦船修理費の総額と、そしてむつ市内で執行されているのは幾らでしょうか、お尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました大湊地方総監部令和5年度決算額93億円における艦船修理費の総額とむつ市執行分に関してというのは把握してございませんけれども、自衛隊全体として令和5年度に艦船修理に関して契約した金額の総額は163億2,000万円となっております、そのうちむつ市内契約分は8億6,000万円、割合として全体の5%程度と伺っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） そこが問題なのです。百六十何億円の執行しているのだけれども、むつ市に落ちているのが5%でしょう。ということで、これせっかく総監部があるのに、その予算をみんな外のほうに、よそのほうに持っていかれるというのは誠に不本意だと。

それで、ではどうするかということで今質問させてもらっているのですけれども、このむつ市の第二次産業である製造業の発展には地元の海上自衛隊大湊ドックを活用した艦船修理費の拡充が不可欠であると私は思っております。そのことの認

識はいかがでしょうかと市長にお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 海上自衛隊大湊基地の1万トンドックを活用した艦船修理につきましては、現在の規模であれば大湊基地に配属されております護衛艦のうち、入渠可能なものは少なく、実施できる修繕や検査なども様々な制約を受けるため、限定的な実施にとどまっているものと伺っております。このため制約なく修繕や点検を実施するためには、設備や人員が整った近隣の函館ドックで実施されていることが多くなっていると考えられております。これに対しまして、1万トンドックの拡充が図られることは、地元企業の受注機会の増加や護衛艦に所属する隊員の流出防止などに寄与するものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 大湊ドックにおいて、正常な状態で艦船修理を実施するためには、大型クレーン、クレーンは車で移動するクレーンもありますけれども、もうそういうのではドックの大型艦艇のあれは、ドックにまたがった大きい、函館ドックなんか港に入る前に見えますよね。あれも撤去したのかな。そういう大型クレーンがないと、やっぱり修理も思うようにいかないというようなあれがあります。それが必須条件でありますので、今までは予算的制約等もありまして、未整備のまま推移しておりました。

今アメリカの政権交代により、国防予算拡大の圧力が強まる可能性を僥幸としまして、むつ市の産業発展の起爆剤として大型クレーンの設置をはじめ大湊基地の艦艇修理施設の整備を強く要望してはどうかということでお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 海上自衛隊大湊基地の1万トンドックへの大型クレーンの設置につきましては、先般大湊艦船造修事業協同組合より、むつ市、

むつ商工会議所との3者連名で要望書を提出した
い旨のご相談があり、11月19日、海上自衛隊大湊
地方總監部を交えた4者の事務レベルの意見交換
を行ってございます。

意見交換の場では、大型クレーンの設置につい
て共通認識を確認するとともに、前向きな検討を
行ってございます。今後におきましても、引き続
き4者にて協議を重ねながら、調整が整い次第、
要望書の提出を行ってまいりたいと考えてござい
ます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） これまで自衛隊の諸計画に
おいて、むつ市が自衛隊に対して何だかんだと言
うことは、あまりそういう余地はなかったと思
いますけれども、本来自衛隊と自治体は共存共栄の
関係にあり、むつ市の経済発展のため、積極的に
意思疎通を図るべきと考えますけれども、そのこ
とについて、市長にお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 若い世代の人口流出が大きな
課題だと。これは、自衛隊が減少すれば、同じよ
うにそういった認識を持っておりまして、海上自
衛隊の皆さんと共存共栄で歩んできたむつ市で
ございますので、これからは防衛産業は柱となる産
業分野になると受け止めております。引き続き地
元の企業の育成と企業誘致に取り組んでまいりな
がら、さらには自衛隊の皆さんと共存共栄を図
ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜
りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 再質問の最後にしますけ
れども、人口減少の要因に若者の都会流出があり
ます。ある資料によれば、減少幅の大きい生産年
齢人口の推移の比較で、むつ市では2020年に2
万9,918人のところ、2030年、10年の間に2
万4,093名まで減っております。10年間で約5,
000人の減少

が見込まれております。しかしながら、都会に失
望し故郷に帰るUターン組、都会を離れ田舎の生
活に憧れるIターン組を受け入れる体制が整え
ば、減少幅を抑えることは可能であると思
います。受入体制に必要な最大の要素は、故郷に帰
ってきて仕事があるか、生活が成り立つかどう
かにかかっています。今は防衛産業への就職が可
能であれば、むつ市へのUターン、Iターン組の
受入れとして大いに有効であると思
います。

防衛予算拡充が期待される今、人口減少対策と
しての防衛産業発展に意を注ぐことに対し、見
解はいかがでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 若い世代の市外への流出につ
きましては、課題と受け止めてございます。

先ほど壇上から齋藤副市長からもありましたけ
れども、令和6年度からは新たに防衛関連産業へ
の参入と企業誘致に向けた活動を下北・むつ市
企業連携協議会の中で活動していくことにござ
います。海上自衛隊大湊地方隊の経理部長から、
地元発注の現状と今後の動向についても講演い
ただいておりますし、今後も防衛産業への理解促
進を地域の皆様に図りながら、働く場の創出に
向け官民一体となって活動を展開してまいり
たいと考えておりますし、地元企業の育成と企
業誘致に皆さんとともに取り組んでまいり
たいと考えておりますので、ご理解賜り
たいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） なかなかぱっと、忘却の
かたに入っている部分もありますので……。

それでは、要望として、トランプ政権誕生で世
界中に意外性、不確定要素が拡散することは間違
いありません。日本の防衛予算もしかりであり
ます。この際、ピンチをチャンスと捉え、防衛産
業の拡充でむつ市の経済発展に結びつけてもら
いたいと強く要望いたします。

次は、質問の第2、デジタル教育についてからの再質問であります。幕末期、日本に滞在した外国人が一様に驚いたのが、日本人の識字率の高さであったと、字を読む識字率の高さであったと言っております。いわゆる読み書きそろばんの寺子屋が全国に発達していて、明治維新を成し遂げたのも、底辺の一般大衆の識字率が高かったからだとの意見も多いのであります。

今急速に発達したデジタル化を目の当たりにして、人格形成の観点からすれば一長一短あるにしろ、自ら考える手間が省ける分、脳の働きが弱まる度合いが早まるのではないのでしょうか。教科書への回帰は、その反省の上に立ったものと推察するものであります。

教育の原点は、寺子屋の読み書きそろばんにあると確信するものであります。教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

私も議員のご意見と全く同感です。加えて、子どもたちにはその時代に求められる力を身につける必要があります。今日の学校教育においては、デジタル機器を活用する力も同様に身につけさせなければならぬと考えております。

また、ICTを活用することにより、より高い次元で個別最適化された学び、主体的な学びが実現できるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

ドイツでは、保育園や小・中学校におけるデジタル教育を廃止すべきだという声が科学者から上がっていると伺います。本物の紙の本を読むことを毎日の習慣とし、読書の文化を確立することが教育の基本だとしております。寺子屋の素読などは、まさにその先鞭であったわけでありましたが、教育の現状に照らし、どのようにお考えかお伺いしま

す。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

先ほど私は同感と申し上げましたが、実は現時点においても学校教育の状況では、3Rと申しまして、議員がおっしゃる読み、書く、計算する、これの重要性が広く共通理解されております。したがって、その大切さは論をまたないところではあります。

しかしながら、一律に禁止をすることと今申し上げた重要性を認めることは、必ずしもイコールではないと考えております。未就学児であっても、既に保護者の携帯電話を使いこなして、いろいろな情報を得ている、そういう状況は既にあります。そうした状況があれば、そうした子どもたちに、得られた情報の真贋に関して別な意見を調べてみて、本当に正しいのかなど、そんなふうな機会を与えたり、あるいはこの意見は、うん、自分は好きだけれども、ほかの人にとってはどうなのだろう、嫌に思う人もいるかな、そんなふうな素朴な対人関係で身につけさせるべき力を、この時代であればオンラインであっても同様に、状況によっては身につけさせる必要があるとも考えておりますので、一律に禁止するのではなく、3Rの重要性をしっかりとお互いに認識した上で、活用するべくは活用して、その正しい在り方について共に学んでいければ、子どもたちにとって一番よりよい教育環境が整うのではないかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 教育長と教育論を闘わすことについては、非常に光栄に思っております。本当にありがとうございます。

それで、再質問の最後になりますけれども、全国学力テストで評価を競っておりますけれども、デジタル教科書と紙教科書の差異についての影響

評価等は問題視されていないかどうかお伺いします。

- 議長（富岡幸夫） 教育長。
- 教育長（阿部謙一） ご指摘の全国学力・学習状況調査とデジタル教科書との関連に関しては、そうしたものについて触れている文献等ありませんし、また公的な機関からもそうした報告、問題提起はなされていないものと認識いたしております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

- 16番（浅利竹二郎） デジタル教育の悪影響を指摘する研究が全世界的に発表されています。日本では、デジタル教科書の導入が本格的にスタートした矢先でありますけれども、修正できるものは修正して、紙教育による未来の姿を、本来の姿を取り戻してほしいと願うものであります。

デジタル教育も必要だけれども、人間知能の基礎的鍛錬という基本の部分で読み書きをしっかりとしないと、根本のところでは思考力が低下するのではないかとの強い思いがあります。ゆえに、紙教育を軽視しないで、並行して取り扱ってほしいと願うものであります。

人間が自ら考える力を放棄した先は、頭脳が発達したロボットに支配される世界であります。

これで、むつ市議会第262回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（富岡幸夫） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月6日は村中浩明議員、佐賀英生議員、高橋征志議員、中村正志議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時51分 散会